

# あんしん Life

経営に役立つ情報とあんしん財団からのお知らせをお届けします。

5  
May

2023  
Vol.608

誌面P7

JAPAN HERITAGE  
日本遺産  
を巡る



「江差の五月は江戸にもない  
—ニシンの繁栄が息づく町—」  
の動画をご覧ください

※動画は予告なく終了する場合があります



かつて江差の交易の舞台となったかもめ島付近に立つ瓶子岩。江差にニシンがやって来るようになった伝説が伝わる。(北海道江差町)



## 2023年10月の導入で何が変わる？

# 備えておきたいインボイス制度 後編

連載

各界のスペシャリストに学ぶ経営のヒント

「経営者自らが筋トレを実践して会社を元気に」

順天堂大学大学院 前任准教授 谷本道哉さん

社長の思いをつなげて成長 中小企業の事業承継

「『経営権の承継』で経営理念や思いを引き継ぐ」



「経営」を守る・支える

あんしん財団

広報誌

4年ぶりの開催!

# “ワザ伝”プロジェクト in 福島 キッズワークショップ2023を開催しました

日本が誇る中小企業の“モノづくりの技”の素晴らしさ、楽しさを伝えるため、あんしん財団では子ども向けのワークショップを全国各地で開催しています。4年ぶりの開催となった今回は、感染予防策を徹底のうえ、2023年3月5日(日)に福島市で実施しました。

会場となったのは、子どものための教育文化の複合施設「こむこむ館」。当日は10のワークショップを実施。プロの“技”を学ぶべく、約1,200人が来場しました。



## 金属ってどうやって加工するの? 「精密コマ」づくり体験

「精密コマ」づくり体験では、全日本製造業コマ大戦で優勝経験のある、仙南マシクラブの皆さんが金属加工の技を教えてくださいました。子どもたちは金属の知識をクイズで楽しく深めた後、コマづくりに挑戦。軸、胴体、鋼球の3つのパーツを組み合わせて、専用の機械で圧力をかけて合体させます。自分だけのコマが完成するとうれしそうに何度も回してみる子どもたち。後半は「体験!モノができるまで」と題し、コマのデザインの考案~図面作成~打合せ~注文書づくりを体験してもらいました。



プロの道具に触れながら自分だけのコマを製作。



自分でつくった精密コマを実際に回して観察。「うまく回るかな?」。



強いコマにするためのデザインとは? 講師に相談しながらみんなで意見を出し合う。



協力  
宮城県仙南地区・仙南マシクラブ

工業高校の生徒が体験するような高いレベルの金属加工の技術に触れて、製造業に興味を持ってくれたらうれしいですね。

## 自分でつくったコマで対戦!



行司役の講師の「よーい、のこった!」の掛け声で対決。土俵上のコマがぶつかり、弾き合う。子どもたちの目は真剣。

## 高等専門学校の学生たちとお湯や風力で動く機械をつくる

“ワザ伝”プロジェクトでは地域との連携も目指しており、今回も地元・福島工業高等専門学校の皆さんが協力してくれました。普段は学ぶ立場の学生さんが今日は先生役。「モノづくりの楽しさを感じてほしい」と熱心に教えてくれて、子どもたちもつくった模型や車を大事そうに持ち帰っていました。



協力  
福島工業高等専門学校 機械システム工学科/  
モノづくり教育研究支援センター



学生さんに教わりながらエンジンの部品を組み立てていく。



お湯で動く「スターリングエンジン」の仕組みに興味津々。



風に向かって走る車「ウインドカー」。扇風機の前に置くと、「あ、前に進む!」とびっくり。

## ハレの日に華を添える「水引」でオリジナルのしおりづくり

「水引」のしおりづくりでは、水引の歴史や文化に触れながら心を込めて丁寧に作る大切さを学んだ後、基本の結び方の一つであるあわじ結びにチャレンジ。子どもたちは講師にコツを教わりながら、「編み方が緩いとかっこ悪い」などと自分なりに工夫して、少しずつきれいな形がつけられるように。地元・福島県二本松市の上川崎和紙を使った台紙に付けて、オリジナルのしおりが完成しました。

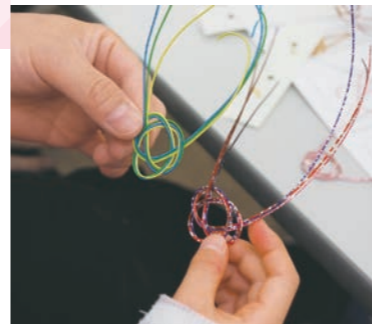


丁寧な指導のもと、一工程ずつ、手順に従って水引を結んでいく。

協力  
長野県飯田市・飯田水引プロジェクト



水引には日本の和紙の伝統技術が詰まっています。贈りものやお祝いごとに使ってほしいですね。



色とりどりの水引をどう組み合わせるかにも個性が表れる。

## 水引を結び、みんなの力で大きな梅の木が完成!

「みんなで大きな水引作品をつくらう!」では「梅むすび」を作成。梅の木の絵に貼り付けて、みんなで一つの作品をつくりあげました。また持ち帰り用に小さな梅むすびも作成。子どもたちにとって大切な記念品になったようです。



## 伝統的な色彩や技術を形に「つまみ細工」のチャームづくり

今回初めて実施した「つまみ細工」のチャームづくりでは、「丸つまみ」と「剣つまみ」という技法で花のオリジナルチャームをつくりました。ピンセットを箸のように持って13mm四方の小さい布を折り、花びらを1枚ずつつくっていく細かい作業。「角がうまくそろわない」といながらも子どもたちは奮闘し、きれいな花の形にできあがったチャームは宝物となりました。



「一つひとつの作業を丁寧に、心を込めて」と語る講師の手元をじっと見つめる。

細かい手作業に真剣に取り組む。「ピンセットで折るのが難しいけど、おもしろい」と子どもたち。



好きな色の布で花びらを1枚ずつ、つくっていく。

協力  
東京都豊島区・  
(一社)伝統工芸つまみ細工技術協会

子どもたちにはつまみ細工が古いものという感覚はなく、新鮮な気持ちで取り組んでくれ、色とりどりの個性豊かな作品ができました。



## 現代の名工が力強い筆使いで「看板づくり」を披露

地元のモノづくりを子どもたちに知ってもらおうと、今回初めて福島市内の企業に協力を呼びかけました。そして実現したのが、「現代の名工」を受賞した(有)タカ工芸社の高橋敏夫氏による看板制作の実演です。高橋氏の力強い筆使いに子どもたちも圧倒された様子。また「指で描くデザイン文字」では手形と手書き文字を組み合わせ、楽しい作品が完成しました。

協力  
福島県福島市・(有)タカ工芸社



「指で描くデザイン文字」ではのびのびとした創造力とひらめきを発揮して作品を制作。



## 2023年10月の導入で何が変わる？

# 備えておきたいインボイス制度 後編

消費税に関する新たなルールであるインボイス制度の開始が近づいています。前号では制度の概要と、登録事業者が準備しておくことをまとめました。今回はインボイスの交付を受けられない場合の対応や、インボイス制度にも関係する改正電子帳簿保存法への備えなど、制度開始までにおさえておきたいポイントをQ&Aで解説します。

### Q1 取引先が免税事業者の場合はどうなりますか？

#### A インボイスが発行されないので消費税負担についての交渉が必要です

取引先が免税事業者の場合インボイスの交付を受けられないため、課税仕入れにかかる消費税の控除（仕入税額控除）もできなくなります。ただし、**制度開始から6年間は、免税事業者からの課税仕入れについて、①2023年10月1日～26年9月30日までは仕入税額相当額の80%、②26年10月1日～29年9月30日までは仕入税額相当額の50%が控除可能となる経過措置が設けられています（図1）**。この経過措置を上手く利用して、免税事業者との取引に柔軟に対応しましょう。

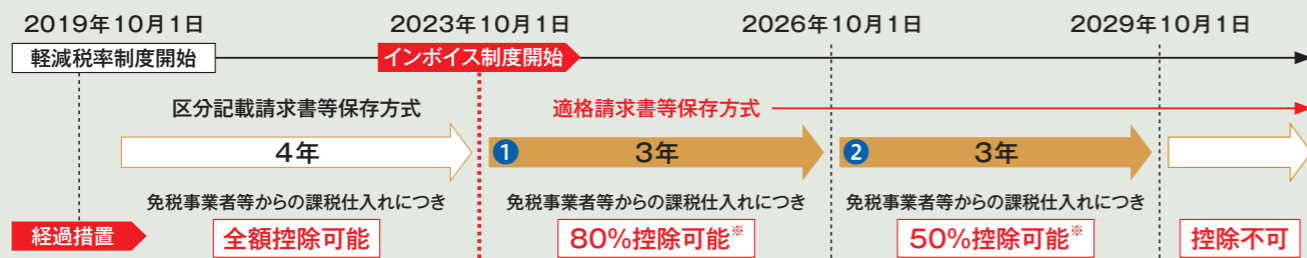
この場合、どのような条件で取引するかは、基本的に当事者間の自主的な判断に委ねられます。しかし、取引上の地位が相手方に優越している場合、その地位を利用し

て不当に不利益を与えることは、「優越的地位の濫用」として独占禁止法上の問題となるおそれがあります。取引先に値引きを打診する際には、当面3年間は80%つまり消費税込8%（消費税10%×80%）控除できるという経過措置を考慮して、**値下げ額は実質の負担となる消費税2%分までにする**ことが妥当といえるでしょう。

いずれにしても、**取引先がインボイス発行事業者か、そうでないかの確認は早めに行いましょう**。なお、自社が実額計算ではなく簡易課税<sup>※</sup>を選択している場合は、一定の割合で仕入税額控除ができるので、インボイスがなくても問題ありません。

※簡易課税：基準期間（法人は前々事業年度、個人事業者は前々年）における課税売上高が5,000万円以下の課税期間について、仕入額を売上額の一定割合とみなして控除額を簡易的に計算できる制度。

図1 免税事業者等からの課税仕入れにかかる経過措置



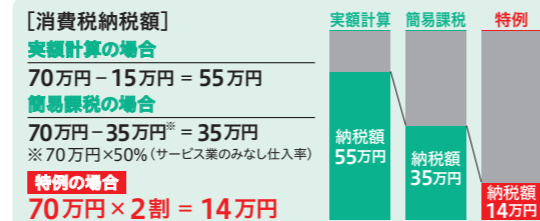
※経過措置を適用するには区分記載請求書と同様の事項が記載された請求書等の保存および帳簿に適用を受ける旨（80%控除または50%控除）の記載が必要

#### 免税事業者がインボイス発行事業者になった場合の特例

本来、消費税の納税義務のない免税事業者<sup>※</sup>が、納税義務のあるインボイス発行事業者になると、2023年10月1日から26年9月30日までの3年間は、消費税納税額が売上税額の2割に軽減されます（右の例参照）。この特例を考慮したうえで、取引先の免税事業者にインボイス発行事業者への登録を要請することも交渉方法の一つの選択肢といえるでしょう。

※基準期間（2年前）の課税売上高が1,000万円以下

例 売上げ 700万円（税額 70万円） ※サービス業  
経費 150万円（税額 15万円）



### Q2 「電子インボイス」とは何でしょうか？

#### A インボイスを電子化したものを電子インボイスといいます

例えば、PDF化してメール添付して送付するような請求書を指します。インボイス発行事業者（売手）は、紙のインボイスのほか、電子インボイスでの交付が可能です。なお、**電子インボイスとした場合、それを紙で印刷して保管しても仕入税額控除は認められますが、法人税法上は電子帳簿保存法により、右のような保存要件に従い、2024年1月以降は電子取引データのまま保存することが原則求められることとなります。**



※ただし、23年3月28日成立の令和5年度税制改正関連法により、24年1月以降の電子帳簿保存法の要件緩和がされています。詳細は国税庁HPをご確認ください。

#### 電子帳簿保存法に基づく電子取引データの保存要件（2024年1月1日より義務）

- 改ざん防止のための措置をとる  
専用システムや会計ソフト等の機能（「タイムスタンプ付与」や「履歴が残るシステムでの授受・保存」）のほか、「改ざん防止のための事務処理規定を定めて守る」という措置でも可能です。
- 「日付・金額・取引先」の検索機能の確保  
専用システムを導入していなくても、①表計算ソフト等で索引簿を作成する、②規則的なファイル名を設定する、という方法でも可能です。
- 見読可能装置を備え付ける  
税務調査の際の閲覧用にディスプレイ・プリンター等を備え付けることが必要です。
- データを作成しているシステムやソフトのマニュアルを備え付ける

電子帳簿保存法についての詳細は国税庁の特設サイトをご覧ください。



### Q3 クレジットカードの明細で仕入税額控除はできますか？

#### A 領収書などのインボイスがないと仕入税額控除ができなくなります

現行の規定では、「3万円未満の課税仕入れ」および「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由がある時」は、一定の事項を記載した帳簿を保存すれば仕入税額控除が認められます。しかし、インボイス制度開始後は、これらの規定が廃止されます。つまり、**クレジットカード会社から定期的に届く利用明細の保存だけでは適用要件を満たさず、仕入税額控除ができなくなります**。経費として控除を受けるためには、取引先や購買先から「登録番号」、「適用税率」、「税率ごとに区分した消費税額」などの**インボイスに必要な記載事項を満たした領収書やクレジットカード利用伝票を受け取り、保存しておく必要があります**。

#### インボイス交付が免除される取引

インボイスを交付することが困難である一部の取引では、交付義務が免除されます。例えば、電車、バス、船舶の運賃（特急列車、高速バス、高速艇などの特別料金を含む）は、3万円未満はインボイスの交付義務が免除されます。よってこれらの利用も、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められます。このほかにも細かい規定があるので、詳しくは下記の国税庁HPをご確認ください。

国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」p32-36、問34～40に具体例が掲載されています。



※令和5年度税制改正関連法により、基準期間における課税売上高が1億円以下の事業者は、「1万円未満の課税仕入れ」についてはインボイスの保存がなくても帳簿記録のみで仕入税額控除が可能です（6年間の時限措置）。

### Q4 いまからでも登録申請できますか？

#### A 2023年9月30日までに申請すれば制度開始に合わせて登録を受けられます

登録申請の期限は、2023年3月末までとされていましたが、期限が延長され、**23年9月30日までに登録申請をすれば、インボイス制度が始まる23年10月1日に登録を受けることが可能です**。なお、前号でもご紹介したとおりインボイス制度への対応は事前の準備が必要となるほか、登録通知が届くまでは一定の期間を要するので、できるだけ早めの申請を心がけましょう。

登録申請手続等はパソコンやスマートフォン、タブレット等から行うことができます。詳しくは、国税庁HP「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



#### 監修 芳賀保則氏

税理士・中小企業診断士・M&Aシニアエキスパート。代表を務める「税理士法人ハガックス」は東京に2拠点（渋谷・秋葉原）、認定経営革新等支援機関。税理士4名・中小企業診断士2名・スタッフ20名在籍。ホームページよりZoomで30分無料相談も行っている。



2 財団レポート

「ワザ伝」プロジェクトinふくしま」開催レポート

4 FOCUS

2023年10月の導入で何が変わる？

備えておきたいインボイス制度 後編

7 日本遺産を巡る

第24回 江差の五月は江戸にもない  
—ニシンの繁栄が息づく町—



10 社長の思いをつなげて成長  
中小企業の事業承継

Vol. 2 「経営権の承継」で経営理念や思いを引き継ぐ

12 各界のスペシャリストに学ぶ  
経営のヒント

Vol.23 「経営者自らが筋トレを実践して会社を元気に」  
順天堂大学大学院 先任准教授 谷本道哉さん



16 データから見えるいまどきの仕事事情

Vol. 3 新入社員の理想の上司や先輩とは？

17 健康資産を増やしましょう

Vol.20 緑内障から目を守ろう！

財団からのお知らせ

保険加入・ 変更・会費	ケガの補償	補助金	使用者賠償 責任保険	あんしん財団 WELBOX
----------------	-------	-----	---------------	------------------

- 18 ● 契約内容セルフチェックシートで更新後の契約内容をご確認ください
- 19 ● 新年度が始まりました！ 契約内容(登録内容)に変更はありませんか？
- 20 ● 「要介護認定」を受けられた方は減員手続きが必要です
- 21 ● 24時間土日・祝日も！ ホームページから変更手続き書類の請求ができます
- 21 ● 会費についてご注意いただきたいこと
- 22 ● ケガの補償(事業総合傷害保険)
- 24 ● 保険金の請求方法
- 26 ● 保険金のご請求をお忘れではありませんか？
- 27 ● 職場の環境改善のための補助金制度 申請手続きについて
- 28 ● 職場の環境改善のための補助金制度 必要書類に関するよくあるご質問
- 29 ● 職場の環境改善のための補助金制度は対象となる条件等を変更しました
- 30 ● 健康管理のための補助金制度 定期健康診断補助金制度終了のお知らせ
- 30 ● 2024年4月スタート!! 健康管理に関する新しい福利厚生サービスの提供開始について
- 31 ● 健康管理のための補助金制度 申請手続きについて
- 32 ● 健康管理のための補助金制度 ホームページからの申請書の請求方法
- 33 ● 健康管理のための補助金制度 よくあるご質問
- 34 ● 使用者賠償責任保険制度 2023年4月1日改定のご案内
- 36 ● あんしん財団WELBOX サービスのご案内・登録方法

- 38 あんしん財団のホームページをご活用ください
- 39 広報誌「あんしんLife」デジタルブックの閲覧方法  
茨城支局移転のお知らせ  
編集後記/次号予告

広報誌を動画と音声で  
お楽しみください

「日本遺産を巡る」  
「各界のスペシャリストに学ぶ  
経営のヒント」の誌面の中にある  
下記のマークの二次元コードを  
スマートフォン等で  
読み込んでください



記事に関する動画を  
ご覧いただけます



記事をAIが読み上げます

※ご利用のスマートフォンやタブレットの機  
種によっては二次元コードを読み取るア  
プリをダウンロードする必要があります。  
※ご利用のスマートフォンやタブレットの機  
種、設定環境によってはご利用いただけ  
ない場合があります。  
※動画・音声は予告なく終了する場合があ  
ります。



広報誌  
「あんしんLife」は  
WEBでもご覧  
いただけます。

閲覧方法は39ページ  
をご覧ください。

[内容に関するお断りとお知らせ]  
本誌に記載されている企業・店舗・施設の住所・  
連絡先・料金・営業時間・URLや二次元コードの  
リンク先などは、予告なく変更されたりご利用でき  
なくなる場合があります。また、情報は細心の注  
意を払って掲載していますが、その記事および内  
容の正確性を保証するものではありません。どの  
ような場合・理由によらず、本誌の情報を利用し  
たために被った損害に対しては、当法人はいっさ  
いの責任を負いません。料金(価格)、所要時間な  
ども目安としてご覧いただけますようお願い申し  
上げます。また、本誌に掲載されている記事、  
写真、イラストなどは著作権法で認められた私的  
な使用や引用を除いて、ほかの印刷物や電子的  
なメディアに複製、転載することはできません。  
本文中の商標および製品・サービス名称は各社  
の商標または登録商標です。本文中では、TM、  
®マークなどは明記していません。



日本各地の有形無形の文化財をその地域の歴史的ストーリーとともに紹介する「日本遺産」。  
今回は、北海道江差町で幕末から明治時代にかけて最盛を迎えた、  
ニシンとその加工品の取引によりもたらされた繁栄と、いまに伝承される文化をご紹介します。

# 北の地に、江戸をもしのぐ賑わいをもたらしたニシン漁

1 **かもめ島** 江差の繁栄を支えたかもめ島は、カモメが翼を広げたような部分が防波堤・防風堤となり、本州にニシン粕を運ぶ北前船の拠点となった。島の手前には瓶子岩(表紙写真)がある。

## ニシンは魚に非ず、米である

江戸時代、寒冷地の蝦夷(北海道)ではまだ稲作が行われておらず、米に代わる木材やニシンなどの海産物の取引で経済を成り立たせていました。当時、北海道南西部を治めていた松前藩は、本州との取引の拠点にすべく1630年(寛永7年)、豊かなニシン漁場であり、また沖の「かもめ島」が天然の防波堤・防風堤になることから、小さな村が海岸沿いに連なる江差を藩の交易港に指定しました。江戸中期には本州で綿花などの栽培が盛んになり、安価で大量にとれる魚肥の需要が高まりま

す。そのころ江差でもニシンの漁獲高が増え、1780年ごろからは、良質な魚肥であるニシン粕が江差から北前船で本州へと大量に運ばれ、高値で取引されました。

こうしてニシン漁が始まる春になると、道内や東北地方から多くの出稼ぎ人や、商人、交易船が江差に集まるようになり、その賑わいぶりは「江差の五月は江戸にもない」とうたわれるほどでした。松前藩ではニシンは年貢としても納められるほど重宝され、「鯡」と書いて、「魚に非ず、米である」といわれていたという説もあります。



記事はAIが読み上げます。  
※音声は予告なく終了する場合があります。

# わずか数日で獲って獲って、獲り尽くす。 唄や音頭で結束を固めたニシン漁

## 漁の間は一睡もできない重労働

ニシン漁が行われたのは3月から5月。中でも水揚げ量が最も多かったのが3月で、暦では春といってもこの時期の北海道での漁は寒さと荒天との戦いでした。加えて産卵のため、数kmも海面が白く染まるほどのニシンの大群が押し寄せる「群来」はわずか数日に限られ、この間はたとえ荒天であっても目の前の巨万の富を取り尽くさんと、漁師たちは風を待つこともなく舟を出しました。また、網を起こしニシンを大タモですくう沖揚げに至っては、昼夜を問わず、時に何日も徹夜で作業を行うほどで、その作業は気力と体力との戦いでもありました。

## 団結と気力を引き立てた作業唄

現在では考えられないほどの重労働の中で、漁師たちの疲れ果てた心と体を鼓舞し、睡魔を払って作業を持続させたものは、気合であり唄でした。特に荒れた不規則な波に揺られながらの作業では、乗組員全員の力の集結が不可欠だったため、作業の中に唄や音頭を取り入れ、作業とリズムを結びつけることで最大限の力を発揮できるようにしました。これらの唄は、ニシン漁に従事するために集まってきた労働者たちがそれぞれの地方から持ち込んだものが原型となっており、その中から、舟漕ぎには「舟漕ぎ唄」、網起こしには「網起こし唄」、沖揚げには「沖揚げ唄」と、それぞれの作業のリズムに合うものが選ばれ、脚色されながら完成しました。

こうしたニシン漁で財を成した江差は、ニシン御殿と呼ばれる豪勢な商家や蔵が立ち並ぶようになり、「町の端まで貧家がない」といわれるほど繁栄したのです。

## いまでも残る、北前船交易で栄えたニシン御殿

かつてのニシン御殿など、「江差屏風」(右上)に描かれたころの面影をいまに残している。



●ニシン漁のためにつくられた江差の通り  
緩やかな傾斜地に沿って、海へと小道が続く。蔵が階段状に連なっている。蔵は漆喰壁の土蔵造りだが、冬の厳しい風雪から守るために、建物全体を板で覆っている。



2 旧中村家住宅  
廻船問屋として財を築いた大橋家から中村米吉が譲り受けた。店舗兼住居の主屋と、交易品を保管する3棟の蔵から成る。北前船で運ばれた若狭瓦や、漆喰壁が使われている。

## 「江戸にもない」といわれるほどの隆盛

江戸中期～明治にかけ、近江や北陸から、ニシンやニシン粕を求めて北前船が来航し、活気に満ちていた。



●江差の繁栄を描いた「江差屏風」  
江戸時代中ごろの江差の様子を描いた屏風絵。浜へと下る小道に沿って建つ蔵や、賑わう前浜、北前船などが描かれている。



●瓶子岩と北前船  
明治末期、交易発展の基となったかもめ島の瓶子岩付近に停泊する北前船の様子。何隻もの船が当時の江差の繁栄ぶりを伝えている。



●明治末期のニシン漁の様子  
ニシンの水揚げは大勢の漁師によって行われた。皆、昼夜を問わず不眠の状態、腰をおろしたり食事をしたりする暇もないまま、体力のある限り続けられた。



北前船と江差の繁栄についてご覧いただけます。



## 4 江差沖揚音頭

江差繁栄のきっかけとなったニシン漁の様子をいまに伝える民俗芸能。唄は、網を起こし(切声唄)、ニシンを大タモで汲み舟にすくい上げ(沖揚げ唄=ソーラン節)、ニシンが網に産卵した数の子を叩き落とし(子叩き唄)、帰舟(舟漕ぎ唄)へと続く。



江差に伝わる民俗芸能をお楽しみいただけます。

## 江戸時代から伝承される唄や祭り

交易船の乗組員や漁師、移住者によって伝わった唄や祭礼、年中行事などの文化が江差独自の形となり伝承されている。



5 江差鮫踊り  
漁の邪魔をすることから駆除されるサメの霊を弔うために、お盆の供養踊りとして伝承されている。



6 江差三下り  
北前船とともに伝わったという民謡。浜小屋や茶屋の女性たちに唄われた。



7 江差餅つき囃子  
ニシン交易で繁栄していたころ、商家で行われていた年末の餅つきの様子を陽気に伝える。



8 江差姥神大神宮祭礼山車 松茸丸及び付属品  
姥神大神宮渡御祭で使う山車。形は北前船をかたどっている。

## 再びニシンの群来、到来

その後、明治30年ごろをピークにニシンの漁獲量は減少し、安価な化学肥料も作られるようになったことで、産業の大半を魚肥が占めていた江差から賑わいが去ります。さらに昭和30年代には、乱獲や海水温の上昇などによりニシンは姿を消し、絶滅が案じられる「幻の魚」となりました。しかし、近年は稚魚の放流などにより約50年ぶりに群来が確認され、ニシン漁の復活も期待されています。春になると産卵のために浜に押し寄せることから「春告魚」とも呼ばれるニシン。再び江差に春を届けてくれる日も、そう遠くなさそうです

## 日本遺産「江差の五月は江戸にもない—ニシンの繁栄が息づく町—」を構成する文化財一覧

- 江差の町並み
- 旧中村家住宅 2
- 江差姥神町横山家 3
- 旧檜山爾志郡役所庁舎
- かもめ島 1
- 折居伝説とその資料 10
- 瓶子岩 表紙
- 姥神大神宮 9
- 北前船係船柱及び同跡
- 殿島神社
- 殿島神社の石鳥居
- 殿島神社の手水石
- かもめ島の階段跡
- 江差商人の宴席跡
- ニシン漁とニシン交易の古文書
- 江差沖揚音頭 4
- 江差鮫踊り 5
- 江差追分
- 江差追分踊り
- 江差三下り 6
- 姥神大神宮渡御祭
- 江差姥神大神宮祭礼山車 松茸丸及び付属品 8
- 江差姥神大神宮祭礼山車 神功山人形及び付属品
- 江差餅つき囃子 7
- 三平汁
- ニシン漬け

取材協力・写真・動画提供/北海道 江差町役場追分観光課、旧相馬家住宅

日本遺産とは  
WHAT'S JAPAN HERITAGE?



日本各地に存在する有形無形の文化財を、その地域の歴史的ストーリーとともに認知を広めるべく、2015年より文化庁が開始させた認定制度。地域住民のアイデンティティの再確認や地域のブランド化、ひいては地方創生への貢献も期待されています。https://japan-heritage.bunka.go.jp/ja/



10回の連載でご紹介します

4月号 Vol.1  
なぜ、いま「事業承継」が問題となっているのか

5月号 Vol.2  
「経営権の承継」で経営理念や思いを引き継ぐ

6月号 Vol.3  
後継者を育てることも社長の仕事

7・8月号 Vol.4  
事業承継選択肢のどれを選ぶか&事例紹介

9月号 Vol.5  
事業承継の10年計画スケジュール

10月号 Vol.6  
【事例紹介】第三者承継

11月号 Vol.7  
財産権の承継は経営を支えるもう一つの柱

12月号 Vol.8  
現社長が高齢の場合の財産権承継

2月号 Vol.9  
現社長が65歳未満の場合の財産権承継

3月号 Vol.10  
事業承継で伝えておきたいこと

※内容は変更になる場合があります。

バックナンバーは「あんしんLife」のWEB版からご覧いただけます



閲覧にはユーザー名とパスワードが必要です

ユーザー名

パスワード

監修 **飯島彰仁氏**



株式会社古田土経営代表取締役社長。2018年に200名以上の会計事務所を親族外で承継。自らが事業承継経験者であることを生かしながら延べ300社以上の中小企業経営者への事業承継指導実績を持つ。相談者の状況に合わせて多角的な視点で診断し、総合的に最適なアドバイスができる点を生かして、現在も月20社以上の事業承継を支援している。

## Vol.2 「経営権の承継」で経営理念や思いを引き継ぐ

前号では、現在の中小企業における事業承継事情をお伝えしました。今回は、将来、実際に事業承継を行うための入り口として、事業承継で具体的に何を引き継ぐのか、そして現経営者は後継者に何をどのように伝えていけばよいのかを考えます。

### ■「経営権」と「財産権」の2つを引き継ぐのが「事業承継」

事業承継で引き継ぐものには「**経営権**」と「**財産権**」があります(図1)。財産権の承継は株式を引き継ぐにあたって税金をどうするかなど、いってみればお金の問題であり、さまざまな方策が可能です(Vol.7で説明します)。

一方、**経営権**とはその名のとおりに、**経営する権利のこと**です。一般的には中小企業は株主も経営者も一体であり、発行株式の半数以上を渡せば事実上、経営権はその人に移ります。しかし、それだけでは経営権の承継が済んだとはいえません。現経営者が後継者に**会社の歴史や経営理念、思いなどを時間をかけて伝えながら、「社長の仕事とは何か」を伝え、実践させ、つないでいくことが、経営権の継承の本質といえるものです。**

### ■「社長の仕事」を言語化し、「経営の引継書」としても有効な経営計画書

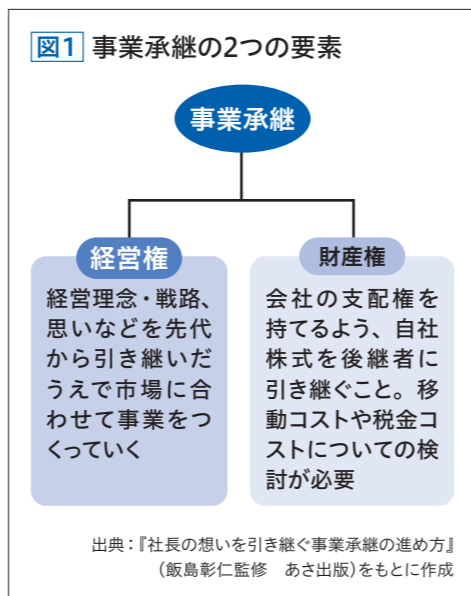
では後継者にどのように経営権を承継していけばいいのでしょうか。ここではまず「社長の仕事」を言語化することから始めましょう。

社長の仕事は、主に次の3つが挙げられます。

- ① **経営理念の確立**
- ② **中長期のビジョンを定める**
- ③ **戦略を立案する** (図2参照)

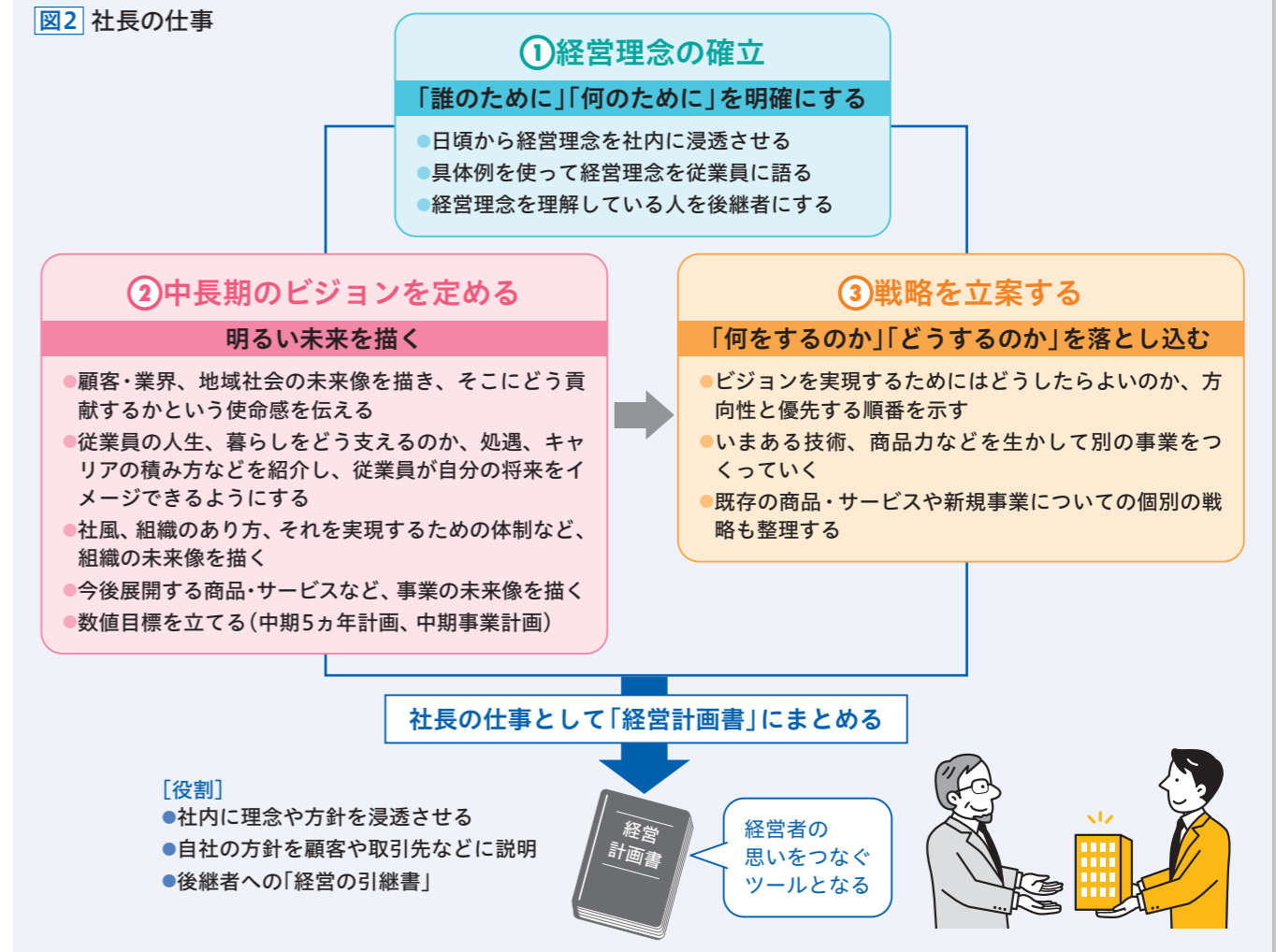
中でも重要なのが、①**経営理念の確立**です。経営理念は会社の価値基準であり、判断・決断の際の拠りどころになるものです。そのため、深い理解が必要となります。さらにその理念を組織のすみずみまで浸透させることも社長の仕事です。そして、②**中長期のビジョンを定める**ことも大切です。明るい未来を描き、進むべき道を示してこ

図1 事業承継の2つの要素



出典：『社長の想いを引き継ぐ事業承継の進め方』(飯島彰仁監修 あさ出版)をもとに作成

図2 社長の仕事



### ■現経営者と後継者は積極的に会話して経営理念と思いを引き継ぐ

現経営者が後継者へ経営理念や思いを承継するためには、手間も時間もかかります。そのためには会話をしていくしかありません。朝礼で、役員会で、会議で、ランチで、日常の中で、ことあるごとに話をしましょう。特に親族内承継ではコミュニケーション不足になりがちですが、「後ろ姿を見て学ぶのが帝王学」というのは過去の話。いまの時代は、価値観や考え方の違いはあるにしろ現経営者と後継者が双方で歩み寄ることが必要です。**現経営者は後継者に知っておいてほしいことを積極的に伝えていきましょう(図3)。**

中でも必ず伝えてほしいのが、何を目標として起業したのか、など**会社のルーツにまつわるストーリー**です。会社のルーツには、必ずその会社の強みが表れます。またどんなに小さな会社でも、長年続いた会社には他社とは違う強みがあるものです。

逆に、後継者からも現経営者にどんどん質問してほしいものです。何を聞けばいいかわからない場合は、**図4**の質問リストも活用してください。

今回は経営権の承継に焦点を当て、経営理念や思いを引き継ぐ具体的な方法を見てきました。次号では後継者となるべき人をどう抜擢し、育てていくかをお伝えします。

図3 現経営者が伝えなければならないこと

- ・ 創業者は何を目指して起業したのか
- ・ 危機的状況の時、どう乗り越えたのか
- ・ 何を大切に経営しているのか
- ・ どんな世界観を目指しているのか
- ・ どんな世の中にしたいのか

図4 後継者が社長の思いを知るための質問リスト(一例)

事業について	この事業(商品・サービス)を選んだ理由は何か?
	この事業のお客さまは誰ですか?
	この事業は社会にどんな貢献ができますか?
	この事業をお客さまが選んでくれる理由は何ですか?
起業と歴史について	この事業のライバル会社はどこですか?
	この事業の価値はどのように決定しましたか?
	会社を設立したきっかけは何ですか?
	この業種を選んだのはなぜですか?
起業と歴史について	この仕事のおもしろみややりがいは何ですか?
	いままで一番のピンチは何ですか?
	ピンチをどのように乗り越えたのですか?

出典：『社長の想いを引き継ぐ事業承継の進め方』(飯島彰仁監修 あさ出版)をもとに作成

# 経営のヒント

各界のスペシャリストに学ぶ

撮影・松島光治

Vol.23

経営者自らが  
筋トレを実践して  
会社を元気に

人生100年時代といわれる現代、いつまでも若々しく、元気に働き続けたいと願う中小企業経営者は多いことでしょう。そのために欠かせないのが筋肉です。筋トレが楽しくなる声かけで人気の谷本道哉氏は、「筋トレで会社も元気に！」と提言します。



interview with

順天堂大学大学院 前任准教授  
谷本道哉さん

Vol.23

## 経営者自らが 筋トレを実践して 会社を元気に



### 20代をピークに落ちていく筋肉 ただし何歳からでも 鍛えれば大きくなっていく

テキパキ元気に動ける人は若々しく見えますよね。立ったり座ったりする時に体を支える筋肉のことを「抗重力筋」といいます。普段の生活をするうえでも欠かせないこの筋肉は、対策をしなければ加齢とともに落ちていきます。特に落ちやすいのが、大腿四頭筋（ももの前側の筋肉）と大臀筋（お尻の筋肉）です。この二つは下半身を支えるために大切な筋肉ですが、20代をピークに徐々に萎縮していき、80代では平均で20代の半分程度の太さになってしまいます。そうすると、若い頃には普通にやっていたような、床からすっと立ち上がるといった動作が困難になってきます。これは、介護を必要とする生活に近づいているサインといえます。坂道を上がるのがつらい、電車の乗り換えもしんどい、ということだんだん外に出かけるのがおっくうになる……。よく70代は元気だったのに、80歳を過ぎるとガクッときた、などという話を聞きますよね。日本人の平均寿命は男性81.47歳、女性87.57歳（厚生労働省「令和3年簡易生命表」）。いつまでも若々しく、元気に動ける体であり続けるために必要なのが、筋トレで筋肉をつけることです。

1980年代までの運動生理学の定説では、高齢者は、筋トレをすることで多少筋力は上がっても、筋肉自体は大きくならないと考えられていました。しかしいまはこの説は覆されています。というのも、当時は被験者の安全を考えて軽い筋トレで実験していたからです。近年は、きちんと筋肉に負荷をかける筋トレをす

れば、高齢者でも筋肉が大きくなるという研究結果が多数発表されています。逆にいうと、正しいやり方で、適切な負荷をかけた筋トレをしないと、筋肉を大きくする効果は期待できない、ということになります。

筋トレはジムに行く、自宅で行うなどの方法がありますが、生活の中で筋肉を鍛える方法もあります。例えば、大股で歩く、できるだけ階段を使う、などです。実は、階段を下りる動作もけっこうな筋トレになります。落下のエネルギーを筋肉で受け止めるため、筋肉への刺激は意外と大きいのです。このように、筋肉を効果的に鍛えるチャンスは日常の中にもあります。心がけ次第で、日常生活をちょっとしたエクササイズにできると思ってください。

### 筋トレはビジネスと同じ チャレンジすれば それだけの効果が得られる

筋肉は適切に鍛えれば、それに応えてくれます。「筋肉は裏切らない！」のですが、やり方次第でもあります。ビジネスも、努力の方向性が正しければ、それだけの成果は得られますよね。なお、筋トレは何歳からでも始められます。遅すぎることはありません。ただし、早いほうがいいのはもちろんのことなので、やっていない人はいますぐ始めていただきたいですね。また、備えが大切という面でもビジネスと筋トレは似ているといえるかもしれません。例えば、骨折や大きな病気などで思いがけなく療養生活に入ると、筋肉は急激に落ちてしまいます。そういう時に備えて、普段から筋肉は鍛えておくべきです。



音声  
読上げ  
記事はAIが読み上げます。  
※音声は予告なく終了する場合があります。

実は、筋トレの効果は、やったその場でも効果が目に見えます。筋トレをすると「パンプアップ」といって、筋肉に乳酸が溜まって水ぶくれを起こし、パンパンに張って一時的に太くなります。よくジムで自分の姿を鏡に映してうっとりしている人がいますが、それは自分の大きくなった筋肉に見ほれているんです(笑)。もちろん、筋肉がたった一度の筋トレで大きくなるはずはなく、数十分後には乳酸は代謝されてなくなるので、筋肉は元のサイズに戻ります。けれども、パンプアップによって自分の目指すべき筋肉のつき方を確認することができるわけです。筋トレを続ければ数ヵ月後にはその姿になる、とイメージできると励みになりますよね。経営においても、経営計画を立てて目標に向かうことが大切と聞きますが、筋トレも同じです。また、筋トレを続けていると、ノルアドレナリンなどの興奮性のホルモンが分泌されてランナーズハイのような状態になり、やる気が漲ってきます。こうなればもう筋トレの沼から抜け出せません(笑)。

**筋トレの初心者におすすめの自重トレーニングは大きな動作で丁寧に反復するのがコツ**

「重いバーベルを上げるほど偉い」という考えもありますが、けがのリスクも忘れてはいけません。体を壊してしまったら本末転倒ですから、自分の筋力に合った器具やマシンを選びましょう。自分の体重で負荷を

かける自重トレーニングもおすすめです。大きな動作で丁寧に行えば、自重でも十分に筋肉に負荷をかけられます。スクワットはしっかり深く！浅いスクワットは浅はかなスクワットですよ。腕立て伏せは胸が床に触れるまで、きちんと伏せてください。そのほかにもさまざまな自重トレーニングがありますが、自分のできるフォームで、10~20回を目安に行うのが基本です。最近はYouTubeなどで筋トレの動画がたくさんアップされていますので、自分に合ったトレーニングを見つけていただくのもよいでしょう。

※下の二次元コードから谷本さんおすすめの「オフィスでできる5分間筋肉体操」の動画にアクセスできます。ぜひご覧ください。

自重で行う筋トレは、鍛える部位は疲れますが、息が上がるような全身的な疲労感はそれほど大きくありません。ですので、恐れず、身構えずに存分に追い込んでください。筋肉の疲労で「もうできない」というところまでがんばって繰り返すことで、高い効果が得られます。丁寧に、大きな動作で行いましょう。けがもしにくく、安全です。

筋トレは毎日やる必要はありません。筋トレをすると、筋肉が炎症反応を起こし、おさまるまでには2~3日かかります。ですから、中2日ぐらいのインターバルが理想的です。週に2~3回ぐらいがよいでしょう。

なお、最近は、街中でも当たり前のように体操する人が増えていきますね。信号待ちの間に屈伸するとか、手すりにつかまって腕立て伏せをするとか。ウォーキングで肘を曲げて前後に大きく振るのも、一昔前

**“みんなが元気に働くために日本中のオフィスに筋トレを広げたい”**

**Michiya Tanimoto**

●たにもと・みちや

1972年静岡県生まれ。順天堂大学大学院スポーツ健康科学研究科先任准教授。2006年東京大学大学院総合文化研究科博士課程修了。国立健康・栄養研究所特別研究員、近畿大学生物理工学部准教授などを経て現職。専門は筋生理学、身体運動科学。メディア出演も多く、NHK「みんなで筋肉体操」など多くの番組で、筋肉の働きや体を鍛えることの重要性を伝えている。

だったらちょっと恥ずかしくて、人が来たらやめる、という感じだったのが、いまは多くの人が、堂々とやっていたらいい。通勤時のスニーカーやリュックも昔は珍しかったのですが、いまでは日常的な風景になっているので、時代は変わっているなと思います。

**健康経営の基本にオフィスで筋トレ！社長自らが実践しよう**

オフィスでもぜひ筋トレを、というのが私からの提言です。デスクに手をついて腕立て伏せをする、椅子に浅く腰かけ、足を高く上げて下ろす、前屈した後に顔を上げて背中をそらす。これも立派な筋トレです。1分もあれば1種目しっかりできます。これ、社長さん自らが実践してみたいかと思いますが、最初は奇異の目で見られるかもしれないけれど、そんな時は「君たちの感覚はもう古いぞ、体だけでなく頭も固いな」といってあげればいいんです(笑)。社員のやる気を鼓舞するのも社長さんの大事な仕事の一つです。

最近は健康経営の重要性がいわれるようになりました。日本中のオフィスで隙間時間に筋トレをすることが当たり前のように広がればいいなと思います。そうしてみんなが元気に働けるようになってほしい。

いかがでしょう、経営者の皆さん。いますぐにでも「筋肉体操」を始めてみませんか。



谷本道哉さんの

**ひらめきの瞬間 5つの質問**

谷本さんの「ひらめきの瞬間」の詳細を動画でご覧いただけます

**Q アイデアがひらめくのはどんな時ですか？**

話している時に口からアイデアが出てくることが多いです。「浅いスクワットは浅はかなスクワット」というのも、テレビ番組の収録時にアナウンサーと並んでスクワットしている時に自然に口から出た言葉でした。自分のセリフを聞いて感心している自分がいたりします(笑)。

**Q 初対面の人と話す時、何に気を付けていますか？**

「我以外皆師」という言葉が好きです。「この人からどんなことを教えてもらえるだろうか」という姿勢をいつも心がけています。

**Q 重要な決断の基準になるのは？**

「それをしたら自分が楽しいか」「ワクワクできるか」というのが基準です。「それは世の中に役立つだろうか」ということも重視します。

**Q オンとオフの切りかえはどうしていますか？**

オフにしてメリハリをつける必要はあると思うのですが、はたしてどうやったらいいのかわからない、正直、オンとオフの切りかえはよくわかりません。教えてほしいです。

**Q 日課は何でしょうか？**

持久運動はあまり好きではない。そこで自転車通勤にして毎日10kmちょっと走っています。やるべきことは、日常生活の中に入れて込んでしまえばいいと思います。

**谷本さんのスペシャル動画をWEB版デジタルブック内で公開中!**

インタビューテーマ **オフィスでできる5分間筋肉体操**

WEB版限定

STEP 1 二次元コードを読み込む  
(WEB版デジタルブックへアクセスします)

STEP 2 「ユーザー名」と「パスワード」を入力

ユーザー名  パスワード

STEP 3 誌面の赤く光る箇所をタップ

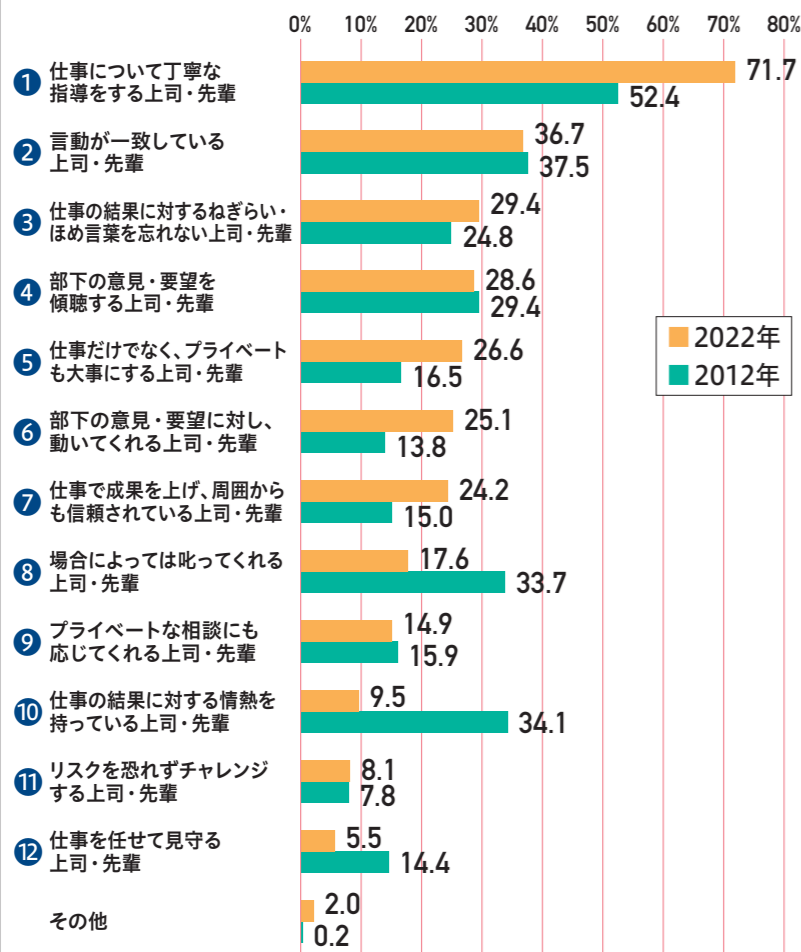
※デジタルブックの詳細は39ページをご覧ください。 ※動画は予告なく終了する場合があります。



# 新入社員の理想の上司や先輩とは？

4月から新入社員を迎えた企業もあるのではないのでしょうか。  
いまどきの新入社員が理想とするのはどんな上司や先輩なのか、10年前と比較しながら見てみましょう。

## Q あなたが理想だと思うのは、どのような上司や先輩ですか？（上位3つ選択）



### 丁寧に指導する上司・先輩が圧倒的ナンバーワン

回答の1位は、「①仕事について丁寧な指導をする上司・先輩」で71.7%でした。10年前は52.4%なので、伸び率がかなり高くなっています。ほかに10年前と比較して増えている回答は、「③仕事の結果に対するねぎらい・ほめ言葉を忘れない上司・先輩」「⑤仕事だけでなく、プライベートも大事にする上司・先輩」「⑥部下の意見・要望に対し、動いてくれる上司・先輩」「⑦仕事で成果を上げ、周囲からも信頼されている上司・先輩」でした。

一方、10年間で大きくダウンした回答は、「⑧場合によっては叱ってくれる上司・先輩」「⑩仕事の結果に対する情熱を持っている上司・先輩」といった回答でした。

### ほめて伸ばす傾向が顕著

本調査は、グラフで示した2022年、2012年以外に、2020年、2014年にも実施されており、いずれの年も「①仕事について丁寧な指導をする上司・先輩」が1位で、2022年は過去最高となりました。また、「⑧場合によっては叱ってくれる上司・先輩」は2012年から大幅に減少しています。

これらのことから、調査を行った一般社団法人日本能率協会では、「最近の新入社員は、比較的手厚い対応を求める傾向にある」とし、「『叱るよりもほめて伸ばす』という風潮の中で、新入社員にとって『叱る』または『叱られる』ことはあまりなじみがないのかもしれない」と分析しています。

●調査データ  
出典：一般社団法人日本能率協会 2022年度新入社員意識調査  
調査期間：2022年4月4日～2022年4月8日  
調査対象：日本能率協会の新入社員向け公開教育セミナー参加者  
調査方法：インターネット調査(回答数545人)  
属性：【性別】男性：352人(64.6%)、女性：192人(35.2%)、その他：1人(0.2%) 【最終学歴】高校卒：139人(25.5%)、高専・専門・短大卒：62人(11.4%)、大学卒：279人(51.2%)、大学院卒：63人(11.6%)、その他：2人(0.3%) 【学部・学科】文系：199人(58.0%)、理系：127人(37.0%)、その他：17人(5.0%) 【業種】製造業：208人(38.2%)、非製造業：337人(61.8%)  
https://jma-news.com/wp-content/uploads/2022/09/20220912\_new\_employees\_2022.pdf



# 緑内障から目を守ろう！

緑内障は気づかぬうちに視野が狭くなり、進行すると失明する怖い病気です。しかし、日々の習慣と定期検診で発症を防いだり、進行を止めたりすることができます。まずは正しく理解し、目の健康を維持しましょう。

お話を伺いました  
二本松眼科病院副院長  
平松 類氏

●医学博士。緑内障を中心とした情報を発信するYouTubeチャンネル「眼科医平松類」を運営。『自分でできる！人生が変わる緑内障の新常識』など著書やテレビ出演も多数。



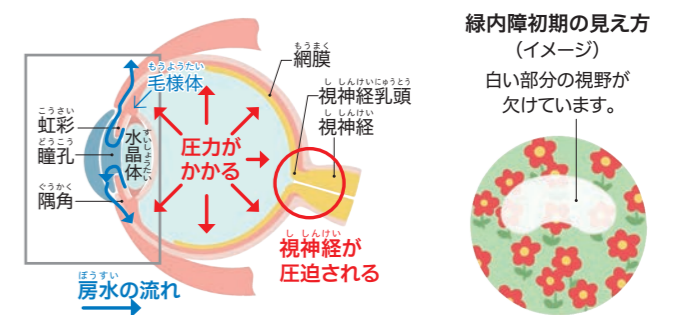
予防と早期発見が肝心です。

## 40歳以上で20人に1人がかかる病気

緑内障は成人における中途失明の原因の第1位となっており、患者数は国内で約400万人、40歳以上では5%(20人に1人)の人が発症している病気です。物を正しく見るには適性範囲の眼圧(眼球内の圧力)が必要です。しかし目を酷使したりストレスなどで血流が悪化したりすると眼圧が上昇し、その影響で「視神経乳頭」にある視神経がダメージを受けて視野が欠けてしまいます(右イラスト参照)。両目が同時に発症することが多いものの症状には左右差があり、片方の視野が欠けても、正常な方の目と脳で無意識に視野を補うため、初期は物の見え方に異常を感じにくいのが特徴です。そのため、知らない間に進行している場合もあるので、異常がなくても定期的に眼科検診を受けましょう。発症すると完治する方法はありませんが、目薬や手術などの適切な治療で進行を止めて失明を避けられるため、早期発見が何よりも重要です。

### 緑内障の仕組み

眼圧は、眼球内組織に栄養や酸素を運ぶ「房水」という液体が循環することで生じます。この循環にトラブルが起こり、房水がたまり眼圧が上昇し、視神経が圧迫されて視野が徐々に狭くなっていくのが緑内障です。



## 緑内障予防のための生活習慣

### 定期検診で早期発見！

- 40歳を過ぎたら毎年  
自分では気づきにくいので、症状がなくても年に1度は検診を受けましょう。
- 近親者に緑内障患者がいる人は注意！  
必ずしも遺伝するものではありませんが、身内に緑内障患者がいる人は緑内障になりやすい傾向があります。必ず定期的に検診を受けましょう。

### 目を健やかに保つ栄養や食生活

- 野菜を食べて血糖値を上げすぎない  
ほうれん草やゴーヤに多く含まれるルテインは、紫外線や有害な青色の光を吸収する働きがあり、目の健康に欠かせない栄養素です。野菜をたくさん摂って血糖値の上昇を抑えることも心がけましょう。アルコールは大量に飲むと眼圧が上昇するため、ビールなら1日500mlまでがおすすです。

### 日々の運動で血流アップ

- 有酸素運動で眼圧低下  
ウォーキングのような有酸素運動は全身の血流を改善し、眼圧を下げるという研究結果が報告されています。週に3回、30分間の運動は目にもよいとされています。積極的に取り入れて緑内障にかかるリスクを減らしましょう。

### 目が疲れたら血流改善とリラックス

- タオルを使って温める  
タオルを濡らし電子レンジで40度ぐらいに温め、目をつぶってまぶたの上に5分置きます。
- 手のひらで温める  
こすり合わせて温めた手のひらで目をおおいます。手のひらはまぶたに直接触れず、浮かせて包み込むようにします。



# 契約内容セルフチェックシートで 更新後の契約内容をご確認ください

保険契約を更新していただいた会員の皆さまには、更新後の契約内容を記載した『会員証兼保険契約更新証』と更新後の契約内容をご確認いただくための『契約内容セルフチェックシート』をお送りしています。『会員証兼保険契約更新証』に記載された契約者名や被保険者名などに相違がないかを必ずご確認ください。相違がある場合や、変更をご希望される場合は、当法人までご連絡のうえ、変更手続きに必要な届出書のご提出をお願いします。

※『会員証兼保険契約更新証』は、更新日を過ぎてから発送いたします。更新日には発行できませんのでご了承ください。

## 【契約内容セルフチェックシート 見本】

**重要**

同封の『会員証兼保険契約更新証』にて、契約内容のご確認をお願いします。  
該当がある場合は、所定の手続き（変更・再契約・適合・減員等）が必要となります。

**1. 更新証に記載の「保険契約者（会員）」名について 次のような状態になっていませんか？**

- ① 事業所名や代表者名が、古いままになっている（または誤っている）
- ② 個人事業主から法人に変わったが、登録が個人のままになっている（またはその逆）
- ③ 個人事業主であったが、現在の事業主は別の方である（後継者に譲られた等）

**2. 「事業所」として次のケースへの該当はありませんか？**

- ① すでに廃業している（廃業届を出した、法人登記を抹消した、等）
- ② 事業所を休業させている（または180日以上長期休業をしている）
- ③ 社会通念上、経営実態がない状態にある（180日以上にわたり事業からの収入がない等）
- ④ 反社会的勢力に該当・関係する事業所である

**3. 更新証に記載の「被保険者（加入者）」様について 次に該当する方はいませんか？**

- ① すでに退職された方（あるいは就業実態がない方）がいる
- ② 介護保険法の「要介護認定1～5」を受けられた方（「要支援認定1～2」「事業対象者」は除く）
- ③ 病気やケガの治療等で180日以上休職されている方（長期的長期公休は除く）
- ④ 反社会的勢力に該当・関係する方がいる

該当がない場合、ご連絡は不要です。 ← 該当無  
該当あり

TEL 0120-315-801  
受付時間 AM9:00～PM5:30（土・日・祝日、年末年始を除く）

ひとつでも該当する場合は、左記の番号でご連絡ください。

該当する項目があった場合は、  
チェックシートに記載された連絡先までお電話ください。

●会員の皆さまにご契約いただいている「事業総合傷害保険」の保険期間は1年間です。

●保険契約の更新を迎えていない会員の皆さまにつきましても、本誌19ページをご覧ください。該当する項目がありましたら当法人までお知らせください。

# 新年度が始まりました！ 契約内容（登録内容）に変更はありませんか？

大切なお知らせですのでご注意ください。

**1** あんしん財団の会員は中小企業の法人または個人事業主です。  
次の例に該当される場合は、速やかに当法人までお知らせください。

例 ①・②のような場合は、契約者変更の手続きが必要です。  
③・④のような変更がある場合は、変更の手続きが必要です。

例

① 事業所の組織変更  
(個人事業所 ↔ 法人事業所)

② 個人事業主が  
後継者に  
仕事を譲った

③ 事業所名の変更

④ 法人事業所の  
代表者変更

--- 下記問合せ先一覧表の ① にご連絡ください。 ---

--- 下記問合せ先一覧表の ③ にご連絡ください。 ---

**2** 被保険者（加入者）は会員事業所において経営または就業の実態がある方です。  
次の例に該当されるようになった場合は、追加加入や減員の手続きが必要です。  
速やかに当法人までお知らせください。

例

新人が入社する

退職する

経営または就業の  
実態がなくなる  
例：役員登記はしているが  
実態としては引退しており、  
会社経営に参加していない。

--- 下記問合せ先一覧表の ① にご連絡ください。 ---

--- 下記問合せ先一覧表の ② にご連絡ください。 ---

## 変更などのご連絡

お電話から	受付内容	お問合せ先 (受付時間 9:00～17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く) 番号のお掛け間違いにご注意ください。
①	・加入申込（未加入従業員の追加加入） ・保険契約者（会員）の変更	通話料 無料 <b>0120-311-816</b> ☆最寄りの支局につながります。
②	・契約更新や会員証に関する照会 ・加入者の減員、退会（解約）	通話料 無料 <b>0120-745-108</b>
③	・上記以外の変更（事業所所在地などの変更） ・会費支払（口座振替）に関する照会	通話料 無料 <b>0120-840-849</b>
WEBから	<a href="https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/change/">https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/change/</a>	

# 「要介護認定」を受けられた方は 減員手続きが必要です

大切なお知らせですのでご注意ください。

ご加入いただいている被保険者(加入者)が介護保険法に基づく要介護認定を受けた場合は、約款に規定する「被保険者になれない方」に該当します。該当後は、保険金の請求や補助金の申請ができません。減員の手続きが必要ですので、該当される方がいらっしゃる場合は、速やかに当法人までお知らせください。

## 【介護保険被保険者証 見本】

介護保険被保険者証		要介護状態区分等		給付制限		内容	
番号		認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	令和 年 月 日	開始年月日 終了年月日		開始年月日 終了年月日	
住所		認定の有効期間	令和 年 月 日 年 月 日	開始年月日 終了年月日		開始年月日 終了年月日	
フリガナ		居宅サービス等 標準額	令和 年 月 日 年 月 日	開始年月日 終了年月日		開始年月日 終了年月日	
氏名		(うち種類支給限度基準額)					

※【介護保険被保険者証 見本】は、サンプルです。お住まいの市区町村により、色やデザインが異なります。

要介護1～要介護5のいずれかの記載のある方が該当します。

要支援1～2または事業対象者と記載のある方は、下記 **▲ご注意** の内容をご確認ください。



# 24時間土日・祝日も! ホームページから変更手続き書類の請求ができます

あんしん財団ホームページより、会員登録内容の変更手続きに必要な書類を請求できます。送信された内容をもとに、お手続き書類を送付いたしますのでご利用ください。



このような時に!

〈減員〉  
従業員の退職などによる  
被保険者を減らすお手続き

その他にも

〈法人の代表者変更〉

〈事業所名変更〉

〈被保険者のお名前変更(改姓・改名)〉

などの書類の請求ができます。

## 会費についてご注意ください



ご契約が失効しますと、自動的に退会となります

3ヵ月連続でお振替えができなかった場合、ご契約は失効となり、保険金や補助金の請求等あんしん財団の制度全般がご利用いただけなくなります。ご注意ください。

会費	被保険者1名につき 月額2,000円(うち保険料1,700円)
払込方法	毎月1回の口座振替のみ ◆口座振替以外の払込方法はございません。 (現金振込、コンビニ払い、クレジットカード払い等是对応しておりませんのでご了承ください)

- ◆会費振替日:毎月5日または7日のいずれか(金融機関休業日の場合、翌営業日)
- ◆会費振替日の前営業日までに、振替金額分を会費振替口座にご用意ください。
- ◆会費は月額です。1ヵ月の会費充当期間途中でのご加入・ご退会でも、日割りでの計算はいたしません。

### 変更手続き・会費支払(口座振替)に関する照会

WEBから <https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/change/>

お電話から 通話料無料 **0120-840-849** 番号のお掛け間違いにご注意ください。(受付時間 9:00 ~ 17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く)



**▲ご注意** 「要介護認定」と「要支援認定」「事業対象者」では対応が異なります。

要介護認定※  
(要介護1~5)



継続してご加入できません。  
速やかに当法人までご連絡ください。

※身体障害者福祉法に基づく「身体障害者手帳」をお持ちの方でも、介護保険法に基づく要介護認定を受けられていない場合は、上記に該当しません。継続してご加入できます。

要支援認定  
(要支援1~2)  
事業対象者



継続してご加入できます。  
会員事業所における経営や就業の実態がある方のみ継続してご加入できます。お仕事をされていない方は、速やかに当法人までご連絡ください。

### 変更手続きに関する照会

WEBから <https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/change/>

お電話から 通話料無料 **0120-745-108** 番号のお掛け間違いにご注意ください。(受付時間 9:00 ~ 17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く)



# もしもの事故でも安心！ ケガの補償（事業総合傷害保険）

## 補償の内容

### ■ 保険の趣旨

この保険は「ケガをした被保険者およびその遺族の生活補償」ならびに「保険金受取人である保険契約者が負担する資金等の財源確保」に備えるための保険です。

### ■ 保険契約者・保険金受取人 …… 中小企業の法人または個人事業主

### ■ 被保険者 …… 保険契約者の事業に従事する方で、ご加入されている方

### ■ 保険金の種類・保険金額について

この保険は被保険者が日本国内または国外において、「急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害」に対して、普通保険約款に従い、保険契約者へ保険金をお支払いします。死亡保険金と後遺障害保険金は被保険者の満年齢に応じ次の保険金をお支払いします。入院、通院、往診の保険金日額は、年齢に関係なく一律です。

ケガの補償	死亡したとき (死亡保険金)	満年齢に応じ(注1)	満80歳未満 2,000万円	満80歳以上 1,000万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケガをして、その直接の結果として、事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合。</li> <li>同一の事故によりすでにお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡保険金の保険金額からすでにお支払いした金額を控除した残額となります。</li> </ul>
	後遺障害が残ったとき (後遺障害保険金)		満80歳未満 2,000万円 (第1級) 16万円 (第14級)	満80歳以上 1,000万円 (第1級) 8万円 (第14級)	<ul style="list-style-type: none"> <li>あんしん財団の等級表によります。</li> <li>事故日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、その程度に応じ、等級区分に従い後遺障害保険金をお支払いします。</li> <li>事故日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する場合は、事故日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき障害の程度を認定し、等級区分に従い後遺障害保険金をお支払いします。</li> <li>保険期間を通じ、第1級の保険金額をもって限度とします。</li> </ul>
	入院したとき (入院保険金)		1日につき 6,000円		<ul style="list-style-type: none"> <li>事故日からその日を含めて180日以内に入院した日数(注2)。</li> <li>外泊日は入院保険金の対象となりません。</li> </ul>
	通院したとき (通院保険金)	年齢に関係なく一律	1日につき 2,000円		<ul style="list-style-type: none"> <li>事故日からその日を含めて180日以内に通院した日数で90日を限度(注2)。</li> <li>実際に治療を受けた日数。</li> </ul>
	往診を受けたとき (往診保険金)		1日につき 4,000円		<ul style="list-style-type: none"> <li>事故日からその日を含めて180日以内に医師の往診を受けた日数(注2)。</li> <li>往診とは、医師が自宅に訪問し治療することをいいます。</li> </ul>

(注1)被保険者の満年齢は、保険責任の開始の日である保険期間の初日(増員の場合は、増員日)の満年齢が適用されます。

(注2)入院は平常の業務または生活ができず医師の指示に基づき入院した期間、通院および往診は平常の業務または生活に支障をきたした期間がお支払いの対象です。

## ケガの補償 3つのポイント

- 1 お仕事中のケガはもちろん日常生活でのケガも補償します
- 2 入院、通院、往診の保険金は、1日目からお支払いします
- 3 交通事故によるケガや海外旅行中のケガも補償します



### ○ 保険金をお支払いできる例

#### ■ 仕事／日常生活

- 脚立から転落し、右足を骨折した



#### ■ 仕事

- 溶接作業中にズボンに火がつき、左足をやけどした

#### ■ 日常生活

- 自宅の台所で料理中、包丁で指を切った

#### ■ 交通事故

- バイクで走行中、一時停止無視で飛び出してきた乗用車と衝突し、全身打撲を負った

#### ■ 通勤

- 通勤途中、駅の階段で滑って転倒し、頭を打撲した

#### ■ スポーツ

- キャッチボール中にボールを取り損ね、突き指を負った

#### ■ 国内／海外

- 旅行中につまずいて転倒し、足首をねんざした

### ✕ 保険金をお支払いできない例

- 重い荷物を持ってギックリ腰になった



- 入浴中に脳卒中を発症して倒れ、右半身マヒの障害が残った

#### ■ お支払いできない理由

疾病(病気)は、お支払いの対象とはなりません。また疾病によって生じたケガも、お支払いの対象とはなりません。あんしん財団の保険は、ケガの保険です。

- 膝の痛みが引かず病院へ行ったところ、医師に「変形性膝関節症」と診断された

#### ■ お支払いできない理由

関節症・腱鞘炎・肩関節周囲炎(いわゆる四十肩・五十肩)・上顎炎(いわゆるテニス肘・ゴルフ肘)などはお支払いの対象となりません。年齢とともに変形して発症する関節症や、繰り返しの動作や使いすぎによる炎症は、ケガに該当しないためです。

詳細は普通保険約款をご覧ください。普通保険約款はあんしん財団ホームページにて確認できます。

### 保険金請求・受付専用窓口

WEBから

<https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/compensation/>

お電話から

通話料無料

0120-611-616

番号のお掛け間違いにご注意ください。(受付時間 9:00 ~ 17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く)



# ケガをしてしまったらお早めに！ 保険金の請求方法



「保険金の請求方法」を動画でご覧いただけます

①  
ご連絡を  
いただく前に

スムーズに保険金お支払い手続きをさせていただくため、以下の内容をご確認のうえ、ケガをした日からその日を含めて30日以内にご連絡ください。

- 会員番号（証券番号）  
※会員番号は、「会員証兼保険証券」または「会員証兼保険契約更新証」でご確認ください。
- ケガをした方の名前
- ケガをした方のお仕事状況
- ケガをした日時（事故発生日時）
- ケガをした時の状況（どこで、どのようにケガをしたのか）
- ケガをした体の部位
- ケガの名前（傷病名、診断名）
- 治療先の医療機関の名前

※事故状況やケガの内容などにより、そのほかに追加でお伺いする場合があります。

②  
あんしん財団へ  
ご連絡

ケガの発生報告は、あんしん財団ホームページの専用フォームおよび電話やFAXにて、受付しております。

ホームページでのご連絡

●あんしん財団トップページから「ケガをされた場合」にカーソルを合わせる

保険金のご請求金額の合計が5万円以内で、治療が終了している方は、「かんたん保険金請求手続き」をご利用いただけます。入力内容をもとに保険金請求書類（PDFファイル）が作成されます。印刷のうえご郵送ください。

保険金請求金額が5万円を超える場合や、治療中の方は、「ケガ発生報告フォーム」をご利用ください。ご記入用の保険金請求書類を郵送いたします。

※ご連絡内容について確認が必要な場合、あんしん財団からお電話をさせていただくことがあります。

事故報告～保険金請求手続きが一度で完了します！

電話でのご連絡

通話料 無料 **0120-611-616** 受付時間/9:00～17:30  
土・日・祝日および年末年始除く。  
番号のお掛け間違いにご注意ください。

FAXでのご連絡

**03-5362-2063** 受付時間/24時間365日  
FAX番号のお間違いにご注意ください。

専用の「FAX連絡票」に必要事項をご記入のうえ、上記番号までお送りください。  
※FAX連絡票はあんしん財団ホームページ（保険金の請求方法）よりダウンロードできます。

③  
請求書類の  
ご返送

あんしん財団より請求書類をお送りします  
ご連絡をいただいた後に、保険金の請求書類を郵送いたします。必要な書類をお取り揃えのうえ、あんしん財団までご返送ください。  
※請求書類の発送は、ご連絡日の翌営業日以降となる場合があります。  
※ホームページ「かんたん保険金請求手続き」をご利用の方は、入力内容をもとに保険金請求書類（PDFファイル）が作成されます。印刷のうえご郵送ください。

●入院・通院・往診の保険金のご請求に必要な書類(主なもの)  
保険金のご請求金額、事故や治療の内容などにより、必要な書類は異なります。下表以外の書類のご提出をお願いする場合がございます。

- ① お客さまにご用意いただく書類
- 医療機関発行の領収書のコピー ※ない場合は診察券のコピー（両面）。
  - 交通事故証明書 ※交通事故でのケガの場合。コピー可。
  - 運転免許証（両面）や操作証明書等のコピー ※運転資格や操作資格が必要な乗用具・機械でのケガの場合。
- ② あんしん財団所定用紙
- 保険金請求書 兼 診療状況申告書
  - 診断書（診療証明書） ※保険金請求金額などによっては省略可。
  - 関係先調査同意書

請求書類のご返送に関するお願い

ケガをした日から180日以内に治療が終了した場合  
↓  
治療が終了した時点

ケガをした日から180日を超えて治療している場合  
↓  
180日を過ぎた時点

保険金の請求書類は、上記の時点で速やかに送りください。

※入院・通院・往診の保険金は、ケガをした日から180日以内に治療した日数（通院は180日以内のうち90日分が限度）がお支払いの対象です。

請求書類の確認  
(審査)

ご提出いただいた請求書類を確認（審査）させていただきます。確認（審査）の結果、事実関係・加入資格などの追加確認をしたり、治療の内容などについて医療機関等へ照会したりする場合がありますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

④  
保険金のお受取り

保険金のお振込み手続き完了後、支払通知を郵送いたします。保険契約者（中小企業の法人または個人事業主）名義の口座へ保険金をお振込みいたします。

# 保険金のご請求をお忘れではありませんか？

迅速に保険金をお支払いさせていただくため、お客さまには、お早めのケガの報告および請求書類のご提出をお願いしております。



ご請求が遅れますと、請求書類の確認(審査)に時間を要する場合があります。

また、必要な書類をすべてご提出いただかないまま請求期限を超過しますと、請求権は時効により消滅し、保険金をお支払いすることができなくなりますので、ご注意ください。

## 保険金のご請求忘れがないか、いま一度ご確認ください

- ケガのご報告をしていない事故はありませんか？**  
あんしん財団ホームページまたは、電話・FAXにて速やかにご報告ください。
- ケガのご報告後、請求書類のご提出時期が過ぎても未請求のままになっている事故はありませんか？**  
書類がお手元がない方には、再度お送りしますので、下記専用窓口までご連絡ください。
- ご提出いただいた請求書類に不備・不足があり、その後の書類の再提出がないままになっている事故はありませんか？**  
ご提出書類について確認がある場合、担当者よりご案内いたします。必要書類がすべて揃いませんと、お支払い手続きが進みませんので、ご注意ください。

## スムーズなお手続きのために よくあるご質問

Q1	 <b>ケガをしてしまった！ 連絡はいつすればいいの？</b>	ケガの状況や症状についてご確認のうえ、ケガをした日からその日を含めて30日以内にご報告ください。治療中でも受付可能です。 また、あんしん財団ホームページの専用フォームから24時間いつでもケガのご連絡ができますので、ぜひご利用ください。
Q2	 <b>保険金の請求書類はいつ提出すればいいの？</b>	保険金の請求書類は、下記の時点で速やかにご返送ください。 ・ケガをした日から180日以内に治療が終わった場合 → 治療が終了した時点 ・ケガをした日から180日を超えて治療している場合 → 180日を過ぎた時点 ※入院・通院・往診保険金は、ケガをした日から180日以内に治療した日数(通院は180日以内のうち90日分が限度)がお支払いの対象です。

→ケガのご連絡の際は、本誌24・25ページ「保険金の請求方法」をご確認ください。

保険金請求・受付専用窓口

WEBから

<https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/compensation/>

お電話から

0120-611-616

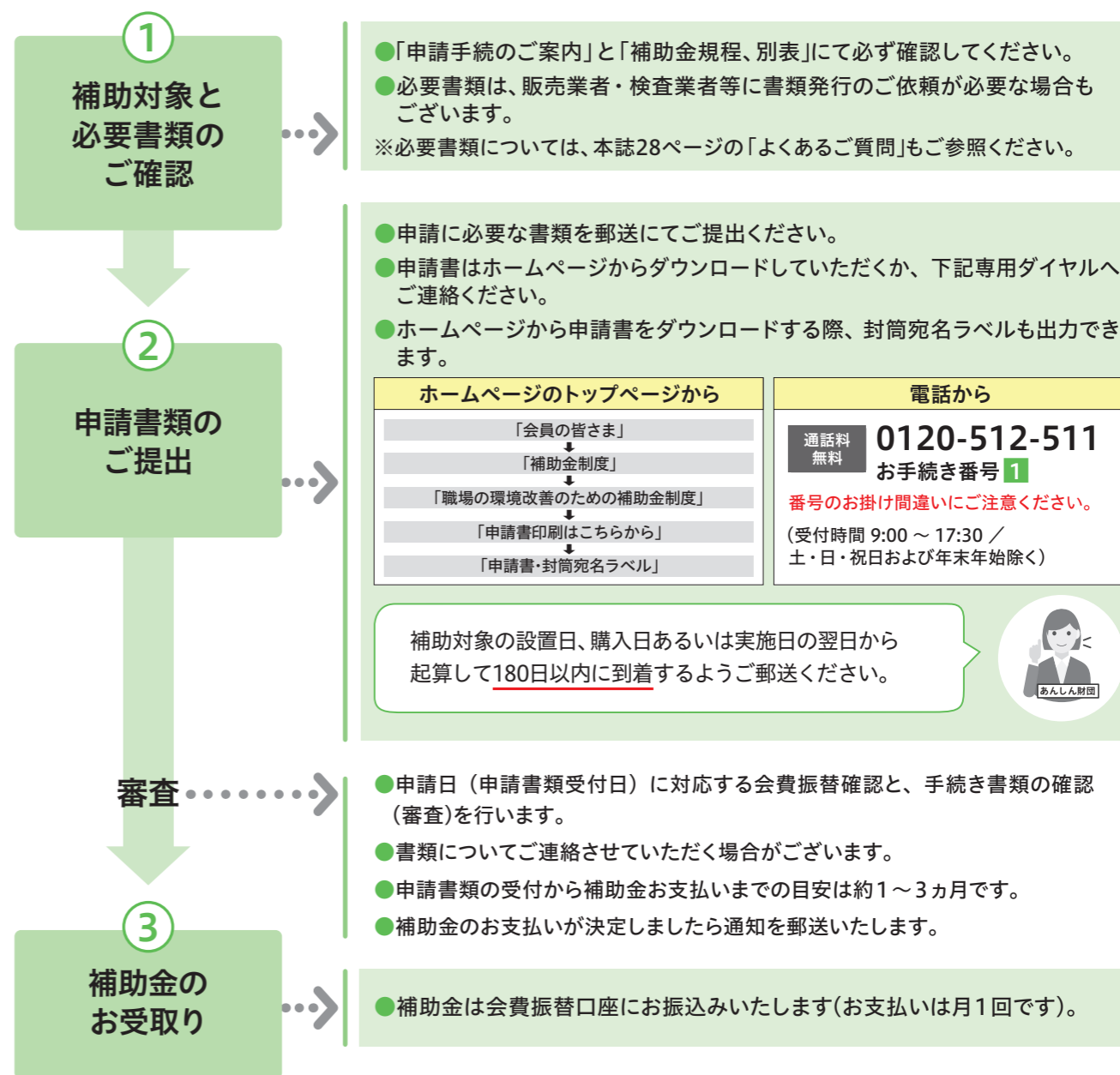
番号のお掛け間違いにご注意ください。  
(受付時間 9:00 ~ 17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く)



# 職場の環境改善のための補助金制度 申請手続きについて

スムーズに補助金のお支払い手続きをさせていただくためのご案内です。

## 申請手続きの流れ



## 領収書記載例 必須項目：(1)宛名(支払者名)、(2)支払日(領収日)、(3)販売業者・検査業者(領収者)名

(1)宛名欄に、会員登録が法人の場合は法人名、個人の場合は屋号または代表者(フルネーム)が宛名として記載されている。

<例>  
領 収 証

株式会社あんしん運輸 様

2023年4月1日

金額 ¥12,345-

但、安心社製 業務用台車代(AB-1)として @5,000円×2台  
その他購入2,345円

上記金額正に領収いたしました

東京都新宿区〇〇町〇〇  
株式会社安心商会  
TEL03-0000-0000

(2)支払日(領収日)の記載がある。

(3)領収者として、販売業者や検査業者等の名称の記載と押印がある。

※但書に、明細と同等の記載がある場合は、明細書の写が不要となるケースがあります。

# 職場の環境改善のための補助金制度 必要書類に関するよくあるご質問

## 添付書類について

- 「領収書の写」は、対象設備購入時に販売店でもらった「レシート」でもよいですか？  
 「宛名欄」があり、「宛名(支払者=登録会員名)」の記載があれば、「領収書の写」としてご申請が可能です。  
**⚠️「宛名欄」のないレシートでは「領収書の写」となりません。**  
※なお、「宛名欄」があっても「宛名(支払者=登録会員名)」の記載がない場合は、販売店での追記依頼等のご対応をお願いする場合がございますので、ご注意ください。
- 「明細書の写」が用意できません。  
 明細書の写は必ず必要となります。ただし、領収書の但書に明細と同等の記載(下記注1参照)がある場合(本誌27ページ「領収書記載例」参照)は、明細書の写が不要となるケースがありますのでお問合せください。  
(注1)明細と同等の記載…メーカー名・商品名(型番・品番)・単価・個数  
 または受診日・受診項目・単価・人数
- 「明細書の写」として提出予定の請求書は、補助金の申請と関係のない請求分ページも必要ですか？  
 「明細書(請求書や納品書等)の写」は、領収書と金額が一致しているものが必須です。  
 今回の補助金申請と関係のない請求分が含まれるページがある場合でも、すべてのページの写をご提出ください。  
※切る、貼る、折るなどの加工はしないでください。  
 ※多ページにわたる場合は「販売(設置)証明書」のご利用をご検討ください。  
 (ホームページの「9つの補助金」画面からダウンロードいただけます。)
- 電動ファン内蔵ウェアはウェアだけでも対象ですか？  
 電動ファン内蔵ウェアとして使用できるウェア・ファン・バッテリーを一括購入した場合のみが対象です。  
**⚠️ ご注意ください**  
 ●追加でのウェア・ファン・バッテリー等の単独購入は対象ではありません。

## インターネットショッピングをご利用の場合

- WEB発行の領収書で申請できますか？  
 (お客様ご自身で「宛名」を記入するタイプの領収書)  
 補助金の申請には、原則、販売店が発行した領収書が必要です。ただし、下記に該当する場合はショッピングサイト(WEB)から出力した領収書でもご申請が可能です。  
**申請可能な場合**

法人事業所	支払者(請求先)やクレジットカードの名義(引落口座が法人)に会員法人事業所名が印字されている場合
個人事業所	支払者(請求先)やクレジットカードの名義に代表者ご本人様のお名前が印字されている場合

**⚠️ 注文者名(アカウント名)は、法人の場合は法人名、個人事業所の場合は代表者名のもので対象になり、それ以外は原則対象になりません。**

職場の環境改善のための補助金申請方法

WEBから <https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/subsidy/application/>

お電話から 通話料無料 **0120-512-511** 手続き番号 **1** 番号のお掛け間違いにご注意ください。(受付時間 9:00 ~ 17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く)



# 職場の環境改善のための補助金制度は 対象となる条件等を変更しました

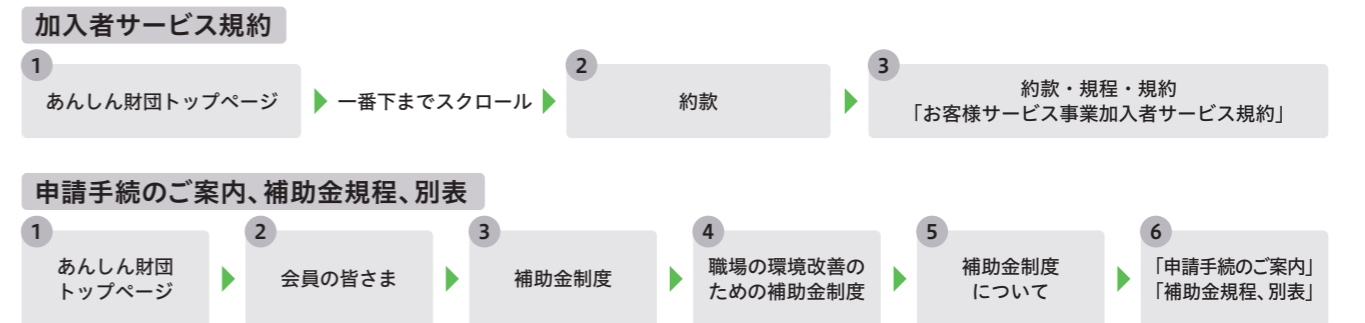
## 2023年4月1日より下記のとおり変更しました

- 動カプレス機械特定自主検査実施補助金  
 これまで、あんしん財団と委託契約をしている契約検査業者の検査のみが補助の対象となっておりました。2023年4月1日以降の検査実施日(事由発生日)分からは、補助対象を拡大し、厚生労働大臣及び都道府県労働局長登録の検査業者で実施した動カプレス機械特定自主検査が対象になります。なお、これまで補助対象としていた契約検査業者の委託契約は終了いたしました。検査証明書(チェックリスト)等の検査業者発行の証明書類が必要となりますので、あらかじめご了承ください。
- 安全衛生設備等設置(購入)補助金  
 補助対象期間が設定されている設備は、期間を延長しました。

No.	設備名称	延長後の補助対象期間
1	電動ファン内蔵ウェア*	2025年3月31日まで
2	パワーアシストスーツ(腰部アシスト用)	
3	水冷式体温冷却服(水冷服)*	
4	黒球付熱中症指数計(WBGT測定器)	
5	オイルミスト除去装置	

\*2023年4月1日より対象設備名称を変更しました。  
 電動ファン内蔵上着 → 電動ファン内蔵**ウェア**  
 冷水式体温冷却服 → **水冷式**体温冷却服(水冷服)

各種補助金を利用するための詳細については「加入者サービス規約」および「申請手順のご案内」「補助金規程、別表」をご覧ください。いずれもあんしん財団のホームページからご覧いただけます。



職場の環境改善のための補助金申請窓口

WEBから <https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/subsidy/>

お電話から 通話料無料 **0120-512-511** 手続き番号 **1** 番号のお掛け間違いにご注意ください。(受付時間 9:00 ~ 17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く)



# 健康管理のための補助金制度 定期健康診断補助金制度終了のお知らせ

## 2024年3月31日の受診分をもって終了します

福利厚生事業(お客様サービス事業)の一環として会員の皆さまに提供しております「健康管理のための補助金制度」のうち、定期健康診断受診に対する補助金制度については、**2024年3月31日の受診分をもって終了**することといたしました。

本制度は、「労働安全衛生規則第43条および第44条に定められた『定期健康診断』受診の普及・促進」を目的として2003年4月から実施してまいりましたが、現在では受診率も高まり、制度の目的である「**受診の普及・促進**」の役割は終えたという状況を踏まえ、今般終了するに至りました。何とぞご理解いただきますようお願いいたします。なお、人間ドック受診に対する補助金制度は今後も継続してまいります。

健康管理のための補助金制度	
定期健康診断 補助金制度	人間ドック 補助金制度
2024年3月31日までの受診分が補助の対象となります。	現行と変更ありません。
受診日が2024年4月1日以降の場合は対象とはなりません。※	

※2024年3月31日までの受診であれば、あんしん財団の補助金申請書類の受付(受領)が2024年4月1日以降であっても、審査のうえ補助金をお支払いします。ただし、受診日の翌日から起算して180日以内にあんしん財団が申請書類を受付(受領)することが必要となりますのでご注意ください。

# 2024年4月スタート!! 健康管理に関する新しい福利厚生サービスの提供開始について

あんしん財団では、**2024年4月**から、中小企業にとって重要性が高まりつつある『従業員の健康管理』に関する新サービスの提供を開始します。

このサービスは、会員事業所の従業員の皆さまご自身で健康情報管理・目標設定・行動記録のPDCAサイクルをまとめて行えるWEB・アプリサービスです(加入者限定のサービスとなります)。

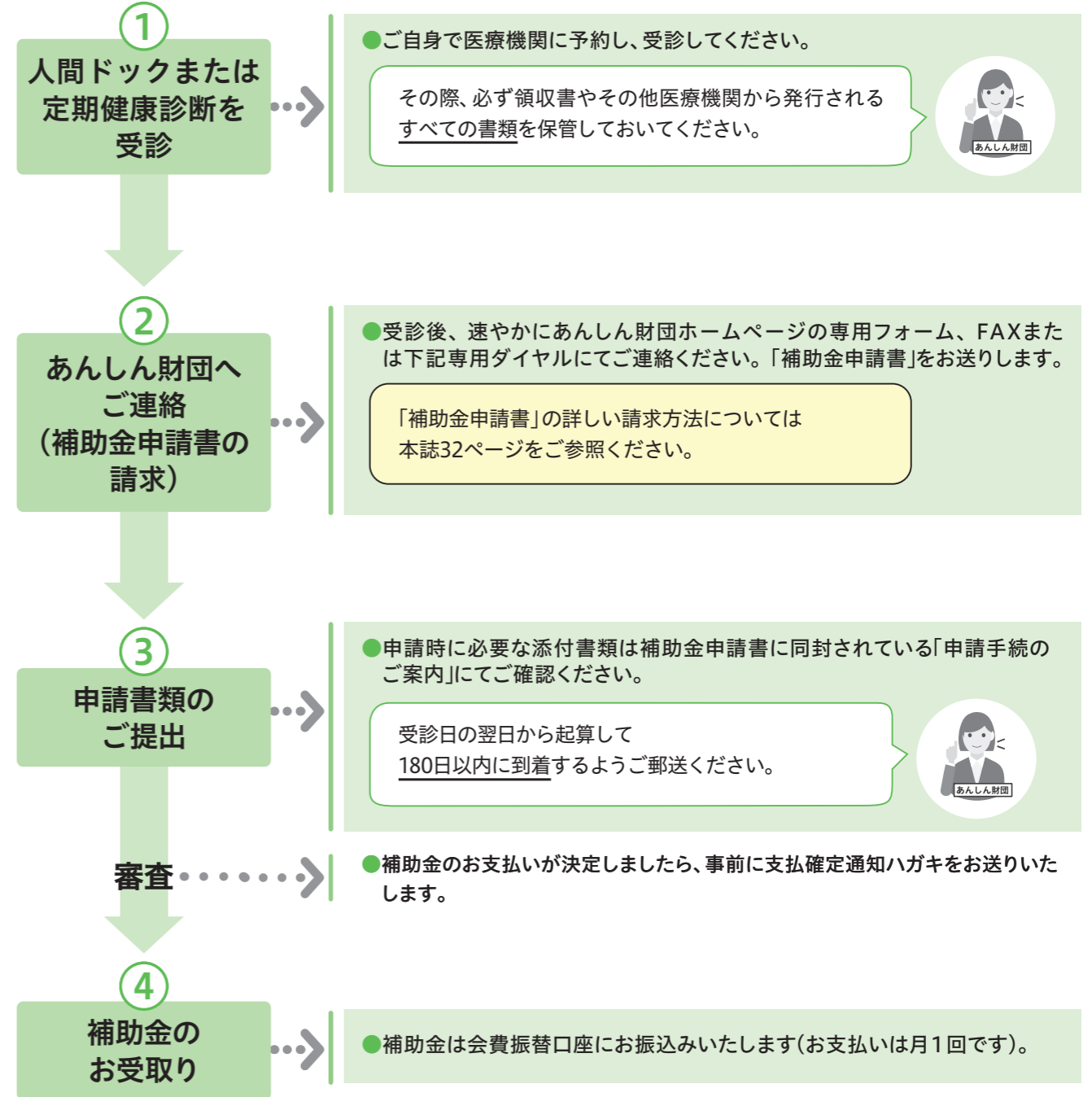


お持ちのパソコンやスマートフォンで、楽しみながら健康活動を継続できるサービスメニューを開発中です。サービス内容は詳細が決定期、皆さまにお知らせいたします。ぜひご期待ください!!

# 健康管理のための補助金制度 申請手続きについて

スムーズに補助金のお支払い手続きをさせていただくためのご案内です。

## 申請手続きの流れ



人間ドック・定期健康診断補助金申請方法

WEBから <https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/subsidy/#list02>

お電話から 通話料無料 **0120-512-511** 手続き番号 **2** 番号のお掛け間違いにご注意ください。(受付時間 9:00 ~ 17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く)



# 健康管理のための補助金制度 ホームページからの申請書の請求方法

## ●人間ドック補助金

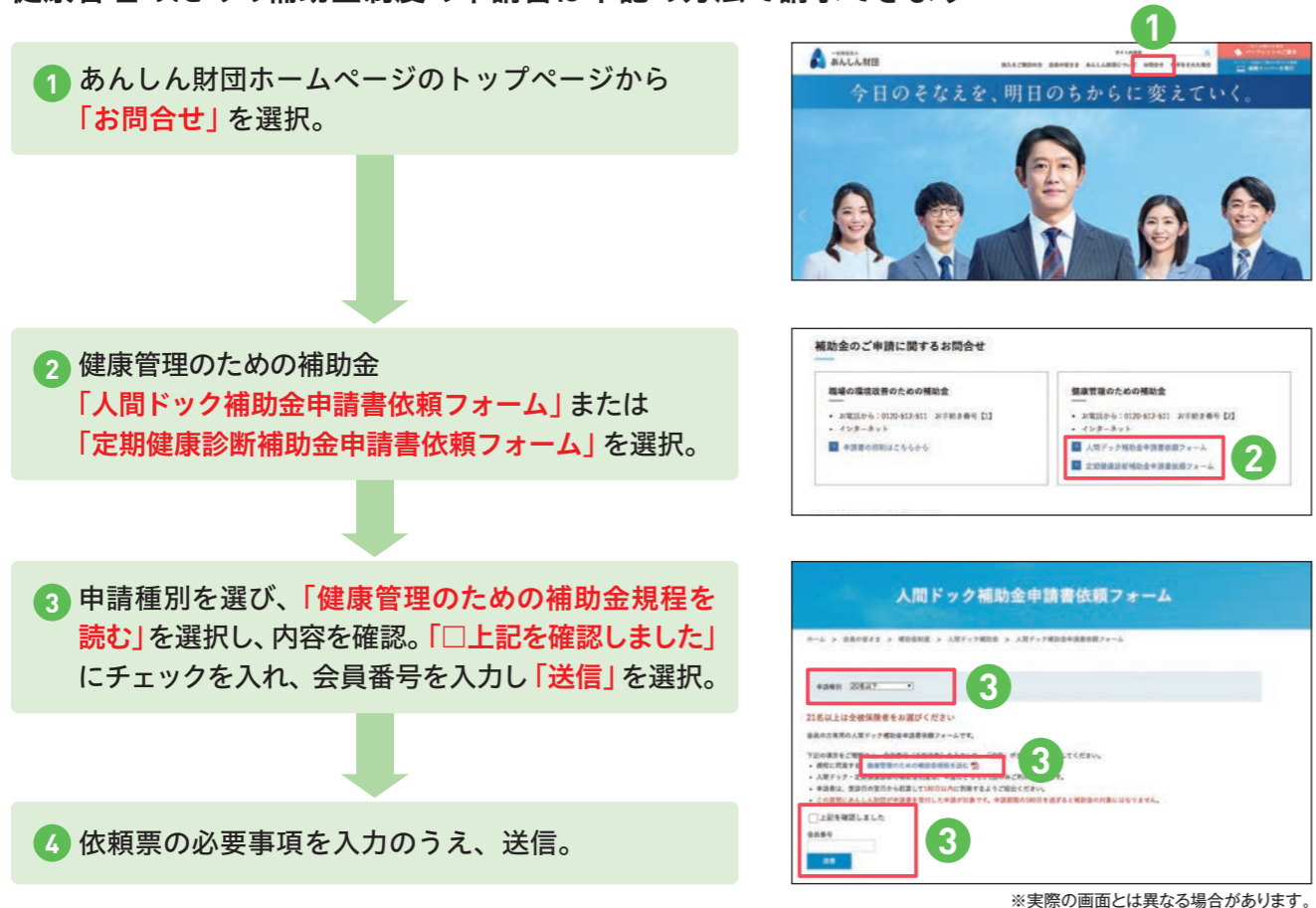
## ●定期健康診断補助金

あんしん財団ホームページの「補助金申請書依頼フォーム」より、人間ドック・定期健康診断の補助金申請書を請求できます。

送信された内容をもとに、あんしん財団から補助金申請書を送付いたします。

※「補助金申請書依頼フォーム」のご利用にあたり、会員番号の入力と補助金規程の確認が必要です。  
会員番号は会員証兼保険証券または会員証兼保険契約更新証でご確認ください。

健康管理のための補助金制度の申請書は下記の方法で請求できます



FAXでも申請書を請求できます

03-5362-2066

受付時間/24時間365日  
FAX番号のお間違いにご注意ください。

「**会員の皆さま**」→「**補助金制度**」→「**人間ドック補助金**」または「**定期健康診断補助金**」→「**FAX連絡票ダウンロード**」を印刷し、必要事項を記入してFAXを送信。

### 人間ドック・定期健康診断補助金申請方法

WEBから <https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/subsidy/#list02>

お電話から 通話料無料 **0120-512-511** 手続き番号 **2** 番号のお掛け間違いにご注意ください。  
(受付時間 9:00 ~ 17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く)



# 健康管理のための補助金制度 よくあるご質問

## 申請のタイミングについて

1 補助金の申請書類はいつまでに提出すればよいですか。  
申請期限は受診日の翌日から起算して180日(実日数。半年ではありません)以内にあんしん財団が受付したものが対象です。180日を超えた場合はお支払いの対象とはなりませんので受診後は、お早めのご申請をお願いします。

## 補助金の対象(対象者・病院・健診の種類)について

2 あんしん財団に加入していない従業員が受診した場合も対象になりますか。  
申し訳ありません。補助金の対象者は加入者(被保険者)となります。

3 どの病院で受診すればよいですか。  
日本国内の病院(医療機関)で受診したものであれば補助金申請の対象になります。

4 人間ドックと定期健康診断の両方を受診した場合、両方とも補助金の対象となりますか。  
1年度間(4月1日~翌年3月31日)に人間ドックもしくは定期健康診断のどちらか1回となります。

5 定期健康診断はどんな健康診断でも対象となりますか。  
労働安全衛生規則第43条および第44条に定められた検査項目を受診したものが対象となります。詳しくは「申請手続のご案内」をご覧ください。ホームページよりダウンロードできます。

6 市区町村の健康診断は対象となりますか。  
特定健康診査(特定健診)や市区町村で実施している健康診断(再検査を含みます)などは検査項目不足のため、対象外となる場合があります。

7 各種協会、団体などから法定健診部分に対して補助が出ており健診費用が無料の場合は補助の対象になりますか。  
法定健診部分に費用負担が発生していない場合は、補助の対象外となります。

## 申請書類について

8 申請に必要な書類を教えてください。  
受診者名(フルネーム)または登録事業所名が記載されている支払いを証明する書類(領収書・振込書類)および受診内容がわかる書類が必要です。

## ホームページにも「会員の方からのよくあるご質問」を掲載しています



こちらからアクセスし、「カテゴリ」で選択のうえご覧ください

上記でご紹介した内容は一部になります。その他の人間ドック・定期健康診断補助金の内容や申請方法などに関する「よくあるご質問」はホームページでもご覧いただけます。

### 人間ドック・定期健康診断補助金申請方法

WEBから <https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/subsidy/#list02>

お電話から 通話料無料 **0120-512-511** 手続き番号 **2** 番号のお掛け間違いにご注意ください。  
(受付時間 9:00 ~ 17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く)



# 使用者賠償責任保険制度

## 2023年4月1日改定のご案内

福利厚生事業として会員の皆さまに提供しております使用者賠償責任保険制度<sup>(※)</sup>について、2023年4月1日以降に発生した事故から、下記のとおり制度内容の改定をいたしました。

※一般財団法人あんしん財団が契約者となり、三井住友海上火災保険株式会社が引受する保険契約です。会員の皆さまの保険料負担はありません。

### I 免責事項（保険金が支払われない場合）の追加

「保険金が支払われない場合」として、下記内容を追加しました。

◆法令に定められた資格を持たない<sup>(※)</sup>で、下記の運転をしている間に被用者が被った身体の障害については、保険金は支払われません。

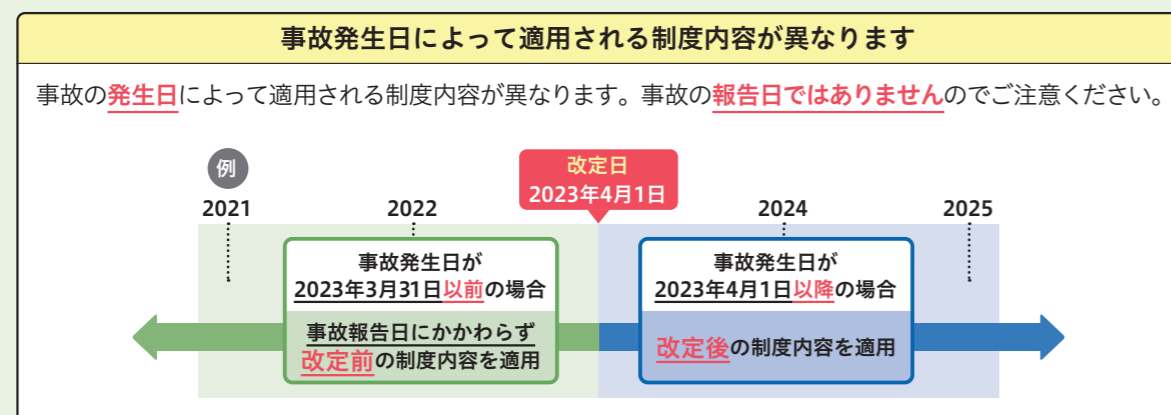
※「法令に定められた資格を持たない」とは、「無免許」または「必要な技能講習の未受講」をいいます。

- 1 つり上げ荷重 5t 以上のクレーン、デリックの運転（免許が必要）
- 2 つり上げ荷重 1t 以上の移動式クレーンの運転（免許が必要、小型の場合は技能講習が必要）
- 3 最大荷重 1t 以上のフォークリフト、フォークローダー、ショベルローダーの運転（技能講習が必要）

### II 「他保険等優先払」特約の追加

◆支払責任が同じ他の保険契約等<sup>(※)</sup>がある場合には、まず他の保険契約等から保険金が支払われ、損害額が他の保険契約の限度額を超えた場合に、超えた分が当保険制度から支払われます。

※「他の保険契約等」とは、あんしん財団の会員企業が保険料（掛け金）を負担している契約のことをいいます。



Q 事故発生日によって支払われる金額は変わりますか

A 支払われる金額の総額は変わりません。ただし、事故の発生日が2023年4月1日以降の場合、他保険契約の保険金から優先的に支払われます。

Q 他社との保険契約がある場合は保険金の支払いはどうなりますか

A 例えば損害額が3億円、他保険の保険金額の上限が2億円の場合、他保険から2億円が支払われ、残りの1億円は当保険制度から支払われます。（他保険から優先的に支払われます）

Q 他社との保険契約がない場合は保険金の支払いはどうなりますか

A 当保険制度から支払われます。  
（支払限度額：1加入者あたり3億円／1事故あたり10億円）

## 使用者賠償責任保険制度

お工作中的のケガ、うつ病による自殺や過労死などの労災事故で、従業員など（加入者に限りません）からの訴訟などにより、会員企業やその役員が法律上の賠償責任を負った場合の賠償金・弁護士費用などが支払われる制度です。

支払限度額 (1会員事業所単位)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1加入者あたり 3億円</li> <li>● 1事故あたり 10億円</li> </ul>
制度の仕組み	<p>あんしん財団を保険契約者、会員企業およびその役員を被保険者とする損害保険会社の使用者賠償責任保険をあんしん財団の会員制度に自動付帯した保険制度です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新たな加入手続きや会費の追加負担はありません。</li> </ul>
制度の概要	<p>従業員などの加入者（当法人の加入者）が業務上の災害などにより被った身体の障害について、会員企業およびその役員が訴訟などにより法律上の賠償責任を負った場合に、賠償保険金・弁護士費用などの費用保険金が会員に支払われます。</p>
支払われる 保険金の種類	<p>(1) 賠償保険金：損害賠償責任額から労災保険法、自賠責保険（共済）、あんしん財団および法定外補償規定等から給付されるべき金額を控除した額</p> <p>(2) 費用保険金：弁護士報酬を含む訴訟・示談交渉等に要した費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 訴訟費用・弁護士費用などは、事前に引受保険会社の同意を得て支出したものをいいます。</li> </ul>
保険金が 支払われない 主な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被保険者やその事業場責任者の故意</li> <li>● 戦争・内乱、核燃料等による災害</li> <li>● 風土病、職業性疾病（脳・心疾患、精神疾患、熱中症を除きます）</li> <li>● 会員が個人事業主の場合の、被保険者と住居および生計をともにする親族が被った身体障害に対する賠償責任</li> <li>● 会員と加入者（当法人の加入者）との間に損害賠償に関する契約や規定等がある場合は、その契約、規定等がなければ会員が負担することがない損害賠償金または費用</li> <li>● 加入者（当法人の加入者）ではない者が被った身体障害に対する賠償責任</li> </ul> <p>◆ 2023年4月1日以降に発生した事故から下記免責が新たに追加されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 法令に定められた資格を持たない<sup>(※)</sup>で、下記の運転をしている間に被用者が被った身体の障害</li> <li>1. つり上げ荷重 5t 以上のクレーン、デリック</li> <li>2. つり上げ荷重 1t 以上の移動式クレーン</li> <li>3. 最大荷重 1t 以上のフォークリフト、フォークローダー、ショベルローダー</li> <li>※「法令に定められた資格を持たない」とは、「無免許」または「必要な技能講習の未受講」をいいます。</li> </ul>
「他保険等優先払」特約	<p>◆ 2023年4月1日以降に発生した事故からこの特約が適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 支払責任が同じ他の保険契約等<sup>(※)</sup>がある場合には、まず他の保険契約等から保険金が支払われ、損害額が他の保険契約の限度額を超えた場合に、超えた分が当保険制度から支払われます。</li> <li>※「他の保険契約等」とは、あんしん財団の会員企業が保険料（掛け金）を負担している契約のことをいいます。</li> </ul>
引受保険会社	三井住友海上火災保険株式会社

使用者賠償責任保険制度に関する詳細・お問合せ

WEBから [https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/subsidy/el\\_shiyosha/](https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/subsidy/el_shiyosha/)

あんしん財団 団体保険制度部

お電話から

通話料無料

0120-918-235

番号のお掛け間違いにご注意ください。  
(受付時間 9:00 ~ 17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く)



# 「あんしん財団WELBOX」に登録

# して、お得なサービスを利用しよう!

ウェルボックス

## 「あんしん財団WELBOX」とは

さまざまな施設やサービスを会員料金や特典付きで利用できる福利厚生サービスです。

メニュー数は約**47,000**点。あんしん財団の会員(被保険者)の方なら、WEBで会員登録後、すぐにご利用いただけます。



メニュー一例

宿泊施設



健康・スポーツ



子育て



レジャー・エンタメ



グルメ・ショッピング



学び

※画像・イラストはイメージです。※メニュー数は2023年2月時点の情報です。メニュー内容、メニュー数等は予告なく変更する場合がございます。

## 登録方法

**check**  
事前に  
ご確認ください

「あんしん財団WELBOX」  
のご登録には

- ① あんしん財団  
会員番号  
(数字8桁)
- ② あんしん財団  
被保険者番号  
(数字3桁)

が必要です。

「会員証兼保険証券」  
または  
「会員証兼保険契約更新証」  
に記載されています

STEP /

### ① 登録ページへアクセス

■「あんしん財団WELBOX」のページへアクセス  
(<https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/anshinzaidan-welbox/>)



スマートフォン  
タブレットは  
こちらから

「はじめての方はこちらから」  
をクリック。



「はじめての方」の画面で  
あんしん財団会員番号と  
仮パスワードを入力します。

あんしん財団  
会員番号(数字8桁)  
を入れてください

仮パスワードは  
「aw2018」  
と入れてください

STEP /

### ② お客様情報入力

下記の各ページで、確認・入力作業を行ってください。

- ① 利用規約の確認  
内容を確認し、お客様情報の入力画面へ移動します。
- ② 会員登録  
お客様情報を入力します。

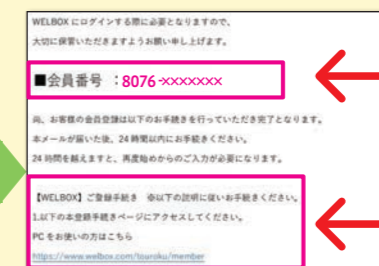
入力項目  
パスワードの設定、秘密の質問、氏名、性別、生  
年月日、電話番号、メールアドレス、**あんしん財  
団被保険者番号(数字3桁)**、会員事業所名

- ③ 入力画面のご確認  
内容を確認し、登録します。
- ④ メールを受信  
登録したメールアドレスに最終登録手続きメー  
ルが届きますので、受信メールを確認します。

STEP /

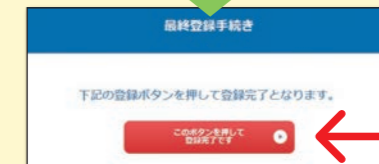
### ③ メール受信・最終手続き

登録したメールアドレスに届いたメール本文に、「WELBOX会員番号」が記載されていますので、必ず控えてください。  
メールに記載がある最終登録手続きページのURLへ24時間以内にアクセスし、「最終登録手続き」を行い、登録完了となります。



「WELBOX会員番号」は  
必ず控えておきましょう

最終登録手続きページの  
URLへ24時間以内に  
アクセスしてください



ここを  
クリックして  
登録完了

※各画面はイメージです。実際とは異なる場合があります。

## 「あんしん財団WELBOX」に関するお問合せ

### WELBOXに初めてご登録される方

あんしん財団の会員番号・被保険者番号・保険契約・登録方法などについてのお問合せ先

あんしん財団お客様サービス事業部

通話料  
無料 **0120-157-182**

平日9:00~17:30(土・日・祝日および年末年始除く)

※時間帯・曜日によって混み合うことがあります。その場合は時間をおいてお掛け直してください。  
※情勢により営業時間を変更する場合がございます。

### WELBOX会員登録がお済みの方

利用方法・サービス内容についてのお問合せ先  
※お電話の前にWELBOX会員番号を必ずご確認ください。

WELBOXセンター

通話料  
無料 **0120-964-545**

全日10:00~21:00(年末年始除く)

### 注意事項

- ※「あんしん財団WELBOX」とは、あんしん財団が株式会社イーウェルへ委託し、会員事業所の皆さまへ提供する福利厚生サービスです。サービスの利用期間は、保険契約期間と同じです。契約期間は会員証兼保険証券または会員証兼保険契約更新証でご確認ください。ただし、新規会員の方のご利用開始日は、会員証兼保険証券が到着した日からになります。
- ※あんしん財団の退会、契約内容変更にもない「あんしん財団WELBOX」の利用停止処理を行います。その際、ポイント制度で貯めていただいたWELコインも消滅しますのでご注意ください。
- ※各メニューのサービス内容や会員特典は予告なく変更する場合がございます。またメニューにより一部会員特典対象外の商品やサービスがございます。最新の会員特典や料金、キャンペーン情報などは「あんしん財団WELBOX」会員専用ホームページでご確認ください。

# あんしん財団のホームページをご活用ください

便利です!



あんしん財団のホームページでは、会員の皆さま向けに、サービス利用に関するご案内を掲載しているほか各種手続きの申請、提出書類のダウンロードなどが24時間・365日いつでも可能です。ぜひご利用ください。

スマートフォンはこちらから!

## STEP 1 あんしん財団のホームページへアクセス



あんしん財団 検索

<https://www.anshin-zaidan.or.jp/>

## STEP 2 「会員の皆さま」をクリック!

※「会員の皆さま」にカーソルをあわせた際に文字のみのメニュー画面も表示されます。こちらからも、サービスを選択できます。

## STEP 3 ご利用になりたいサービスを選択

### 主なサービスのご案内

#### ① 広報誌「あんしんLife」WEB版

広報誌「あんしんLife」のデジタルブックをパソコンやスマートフォンから閲覧できます。

#### ② あんしん財団からのお知らせ

「あんしんLife」最新号に掲載している保険契約や各種補助金に関する最新のご案内を抜粋して掲載しています。

#### ①②を閲覧する際は

下記のユーザー名・パスワードの入力が必要です。

ユーザー名

パスワード

anshin

T63sk82Y

大文字 小文字 大文字

#### ③ 事業総合傷害保険(ケガの補償)

▶本誌22~26ページ  
保険金の請求方法やケガの補償内容に関するご案内を掲載しています。

#### ④ あんしん財団WELBOX

▶本誌36~37ページ  
「あんしん財団WELBOX」のご案内を掲載しています。

#### ⑤ 補助金制度

▶本誌27~33ページ  
申請手続き方法、申請書のご案内などを掲載しています。

#### ⑥ 学ぶ

WEB講習会・セミナーのご案内などを掲載しています。

#### ⑦ 使用者賠償責任保険制度

▶本誌34~35ページ  
使用者賠償責任保険制度の詳細のご案内を掲載しています。

#### ⑧ 変更手続きのご案内

▶本誌18~21ページ  
ご登録情報の変更手続きのご案内などを掲載しています。

#### ⑨ 会費の経理処理、保険金の税務上の処理について

会費の経理処理や保険金・補助金の税務上の取扱いに関するご案内を掲載しています。



※実際の画面とは異なる場合があります。



使い方もいろいろ。便利な機能が満載!

# 広報誌「あんしんLife」デジタルブックの閲覧方法

バックナンバーを見たい

他の事業所でも冊子の閲覧をしたい

冊子を見られない従業員にも周知したい

パソコンやスマートフォンで空いた時間に読みたい

下記の手順であんしん財団のホームページへアクセスし、会員専用のユーザー名・パスワードをご入力の上ご覧ください。



※実際の画面とは異なる場合があります。

## Information | インフォメーション

### 支局移転のお知らせ

あんしん財団茨城支局は、2023年4月1日より下記の住所に移転しました。引き続きよろしくお願いいたします。

#### ■茨城支局

新住所	〒305-0032 茨城県つくば市竹園1-6-1 つくば三井ビルディング
担当エリア	茨城県

被保険者(加入者)の増員がある場合は下記番号へご連絡ください。電話番号のお掛け間違いにご注意ください。

通話料無料 0120-311-816 最寄りの支局につながります。(受付時間 9:00~17:30/土・日・祝日および年末年始除く)

### 編集後記

広報誌5月号をお読みいただきありがとうございます。今月のあんしん財団レポートは、2023年3月5日に開催しました「“ワザ伝”プロジェクトinふくしま2023」の記事を掲載しております。日本の中小企業の優れた技術、モノづくりの楽しさ、思いを込めてつくることの大切さについて、未来を担う子どもたちへ伝えることを目的に2017年から福島市内で開催しております。2020年以降は新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催を中止していましたが、今年は感染症対策を講じ、4年ぶりに開催することができました。参加いただいた子どもたちをはじめ、本プロジェクトにご協力をいただきました関係者の皆さまに心より御礼申し上げます。(K)

### 次号予告 | 2023年6月号

※5月下旬発行予定です。※内容は変更になる場合があります。

#### FOCUS(フォーカス)

従業員の命を暑さから守り、安全に働けるために「職場での熱中症」を防ごう!

体が暑さに慣れていない梅雨の時期にも熱中症は多く発生します。屋外だけでなく屋内でも油断は禁物。職場での被害を防ぐために効果的な対策をご紹介します。

#### 日本遺産を巡る

津和野今昔 ~百景図を歩く~

いまから約150年前の幕末の城下町の風景や文化の多くがいまに残り、今日も多くの人々を魅了する島根県津和野町。その知られざる物語に迫ります。

# あんしん財団 お問い合わせ先

お電話をいただく際は番号のお掛け間違いにご注意ください。

また、お問合せをいただく前に、下記のいずれかをご用意ください。お問合せには会員番号が必要です。

会員証兼保険証券

または

会員証兼保険契約更新証

受付時間

9:00～17:30 (土・日・祝日および年末年始除く)



ケガをされた場合の  
保険金の請求・受付

24時間  
いつでも

インターネットでのご連絡

あんしん財団 ケガ 検索

保険金請求・受付専用ダイヤル

通話料  
無料

0120-611-616

受付内容

- ケガのご連絡
- ケガによる保険金の請求  
(死亡・後遺障害・入院・通院・往診)



安全衛生設備等設置、  
健康診断受診等の  
補助金の申請

各種補助金申請専用ダイヤル

通話料  
無料

0120-512-511

お手続き番号	受付内容
1	職場の環境改善のための各種補助金 (安全衛生設備等設置等)
2	人間ドック・定期健康診断補助金 ホームヘルパー等資格取得補助金



契約内容の変更や退会等の手続き

	受付内容	お問合せ先
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 加入申込(未加入従業員の追加加入)</li> <li>● 保険契約者(会員)の変更</li> </ul>	<p>通話料 無料</p> <p><b>0120-311-816</b></p> <p>☆最寄りの支局につながります。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 契約更新や会員証に関する照会</li> <li>● 加入者の減員、退会(解約)</li> </ul>	<p>通話料 無料</p> <p><b>0120-745-108</b></p>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上記以外の変更(事業所所在地などの変更)</li> <li>● 会費支払(口座振替)に関する照会</li> </ul>	<p>通話料 無料</p> <p><b>0120-840-849</b></p>

広報誌「あんしんLife」、ホームページについて TEL.03-5362-2323 (受付時間9:00～17:30/土・日・祝日および年末年始除く)

一般財団法人あんしん財団

本部: 〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー <https://www.anshin-zaidan.or.jp/>